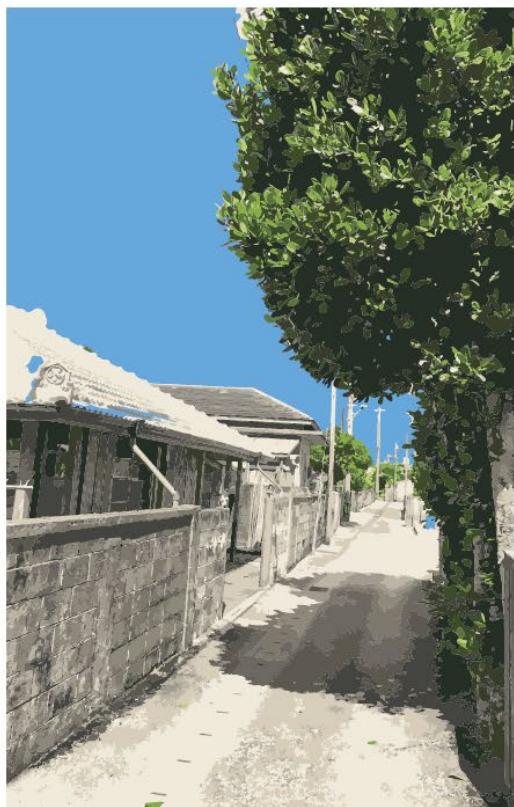
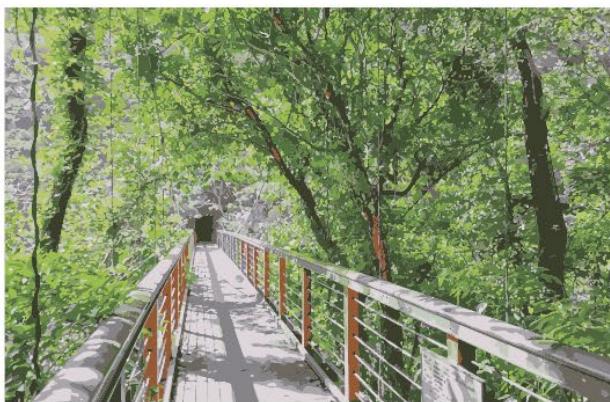


國頭村景觀計畫

令和6年3月改定
沖繩縣國頭村



くにがみそん 国頭村 景観計画 改定版

目次

はじめに

1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 景観計画の位置付け.....	3
3. 「国頭村景観計画」改定の経緯.....	4

第1章 国頭村の景観特性

1. 1 国頭村の概要	5
1. 2 国頭村の主な景観資源	7
1. 3 景観に関わる他の計画等	27

第2章 良好な景観づくりの基本方針

2. 1 景観づくりの基本理念	29
2. 2 景観計画区域	32
2. 3 基本方針	35

第3章 良好な景観づくりのためのルール

3. 1 届出制度	39
3. 2 建築行為等・開発行為にかかる許可の基準	44

第4章 重要な景観を守る仕組みの導入方針

4. 1 景観重点地区指定の方針	51
4. 2 特定区域指定の方針	51
4. 3 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	51
4. 4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針	52
4. 5 屋外広告物に関する方針	52
4. 6 景観重要公共施設に関する方針	53

第5章 良好な景観づくりを進める仕組み

5. 1 村民・事業者・行政の連携による良好な景観づくりの推進	54
5. 2 村民の自主的な活動への支援	54
5. 3 景観づくり推進体制の整備	55
5. 4 計画の定期的な見直し	55

資料編	57
------------------	----

はじめに

1. 計画策定の背景と目的

沖縄県国頭村は、平成 28 年 9 月、村域の大半がやんばる国立公園に指定され、また令和 3 年 7 月 26 日には大宜味村・東村と共に「沖縄島北部」として、世界自然遺産に登録されました。豊かな自然を先人の努力によって守りつづけ、また自然とともに生きる文化を育んできた国頭村ですが、高齢化と少子化が進行し、地域は、大きな変化の時代を迎えています。

国頭村景観計画は、時代の変化を見据えて、

いのち響きあうやんばるの景観を守り、育てよう

という基本理念のもとに、

- やんばるの豊かな自然を守ってきた先人の努力を子々孫々の代にいたるまで継承します
- 国頭の伝統文化を受け継ぐ景観づくりをします
- 心豊かなくらしの風景を村民みずから守り、つむぎます

を目標として、策定するものです。

本計画は、国頭村が先人たちの培ってきた国頭村の豊かな景観を守り育てる決意をもって策定するものであり、将来の国頭村に価値ある景観を形成するための基礎となるものです。



辺戸岬を見渡せる大石林山展望台より

本計画では、国頭村の景観を守り育てるために、国の景観法に則り、沖縄県の景観計画に沿いつつ、国頭村固有の景観についても十分に考慮しながら、村全体を景観計画区域に指定しています。

さらに、基本方針に沿って、（ア）自然景観保全ゾーン、（イ）自然とくらしの調和ゾーン、（ウ）くらしと文化の景観ゾーン、（エ）にぎわい景観創出ゾーンの4つのゾーンに区分し、それぞれの地域における建築物の建築、工作物の建設、開発行為、土地の形質の変更、その他にかかる行為を対象として、その届け出の手続きおよび行為を実行するにあたって準拠すべき景観形成基準を示しています。

景観計画の策定後、平成31年4月に施行された景観条例にともない、国頭村の景観に変更を加えようとするすべての行為者は、本計画に準拠した建築計画、建設計画、開発計画の立案、国頭村役場との事前相談、国頭村民および20の地区住民とのしっかりとした協議等の手続きのもと、国頭村の景観を守り、育てることが求められます。



自然景観保全ゾーン(大石林山)



自然とくらしの調和ゾーン(謝敷からの眺め)



くらしと文化の景観ゾーン(与那集落)



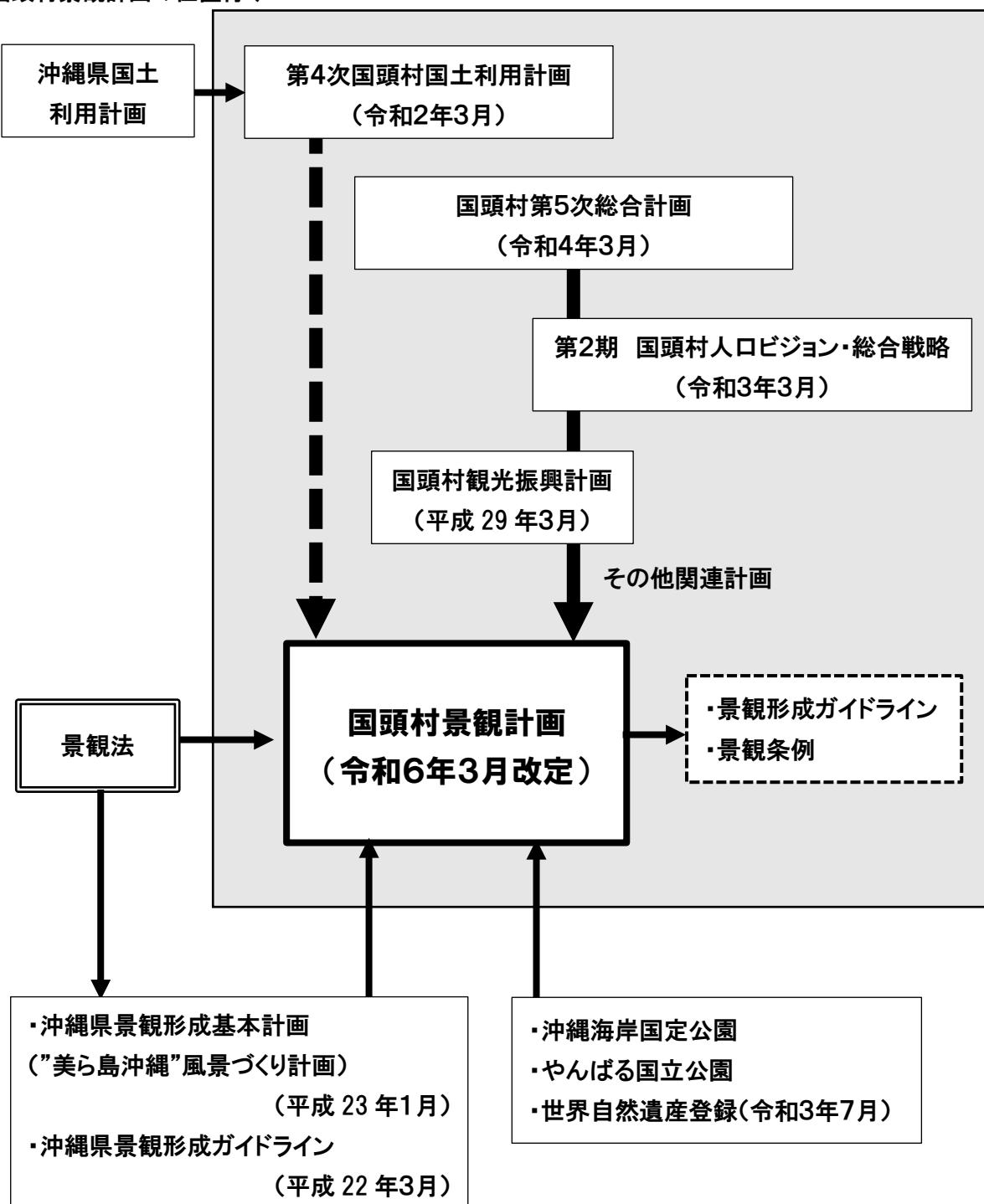
にぎわい景観創出ゾーン(辺土名大通り)

2. 景観計画の位置付け

国頭村景観計画は、景観法第8条の規定に基づき定めるものです。沖縄県の景観形成基本計画や国頭村の総合計画などの上位計画と整合を図り、景観行政団体の基本計画として位置付けます。

また、やんばる国立公園指定時に策定された国立公園計画書や、世界自然遺産の保護管理等との整合性を図ります。

国頭村景観計画の位置付け



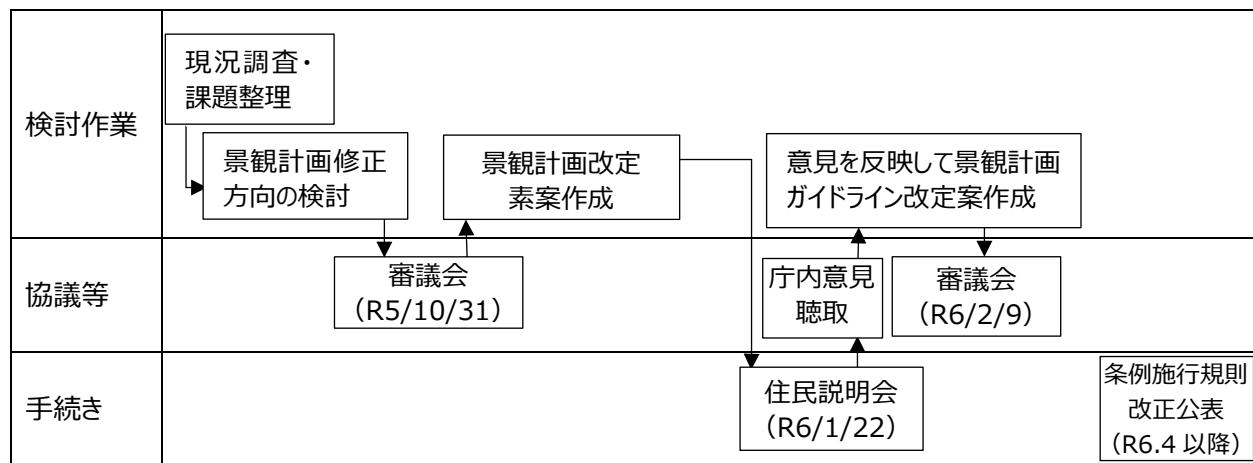
3. 「国頭村景観計画」改定の経緯

国頭村景観計画は、平成 31 年 4 月の条例施行から 4 年が経過し、この間に世界自然遺産に登録（令和 3 年 7 月）されるなど、社会情勢の変化とともに景観誘導にかかる問題点も見えてきたため、改定実施に至りました。

(1) 改定の流れ

国頭村景観計画改定にあたっては、令和 5 年度で 2 回の審議会と 1 回の住民説明会、1 回の府内意見聴取を実施しました。

国頭村景観計画改定の流れ



(2) 「国頭村景観審議会」の組織

「国頭村景観計画」の改定にあたり、「国頭村景観条例」の第 8 条「村長は、景観計画を見直しようとするときは、あらかじめ村民等の意見を聞くとともに、第 18 条の国頭村景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聽かなければならない。」に基づき、審議会において内容を検討しました。

国頭村景観審議会委員(令和 5 年 10 月～)

役 職	氏 名	職 名 等
委員長	池田 孝之	琉球大学 名誉教授／NPO 法人沖縄の風景を愛さする会（景観整備機構）理事長／“美ら島沖縄”風景づくり協議会 会長
委 員	上原 義信	弁護士法人 ブラザ法律事務所弁護士
委 員	木下 能里子	株式会社 国建 まち・しまデザイン部 部長
委 員	金城 賦門	国頭村商工会 会長
委 員	比嘉 明男	国頭村観光協会 会長
委 員	前田 善勇	国頭村区長会 会長（辺土名区長）
委 員	三露 香代子	国頭村商工会 女性部部長
委 員	宮城 明正	国頭村 副村長
委 員	與儀 光浩	国頭村 企画政策課 課長

第1章 国頭村の景観特性

1. 1 国頭村の概要

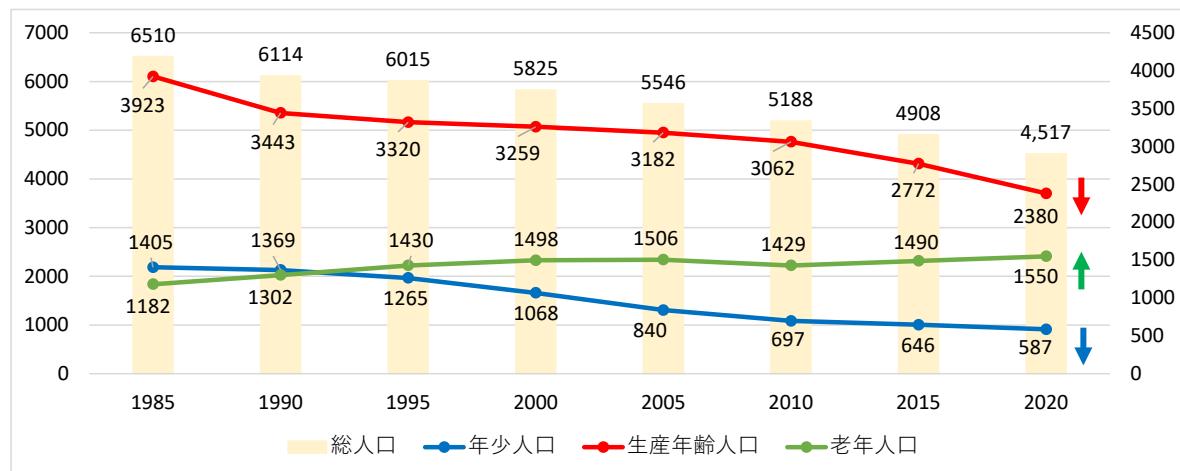
沖縄県国頭村は、沖縄本島の最北端に位置し、東は太平洋、西は東シナ海に面し、南側は大宜味村・東村と接しています。総面積 194.80 km²の約 8 割は「やんばる（山原）の森」とよばれる豊かな森林に覆われており、平成 28 年には大宜味・東村とともに「やんばる国立公園」に指定されました。令和 3 年 7 月 26 日、やんばるの森は、奄美大島、徳之島及び西表島を含めた「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」として世界自然遺産に登録されました。

国頭村は、村役場のある辺土名を中心とした 20 の字から構成されます。20 の字は、辺土名地域に 10 集落（浜、半地、比地、鏡地、奥間、桃原、辺土名、宇良、伊地、与那）、西部地域に 6 集落（謝敷、佐手、辺野喜、宇嘉、宜名真、辺戸）、東部地域に 4 集落（奥、楚洲、安田、安波）あります。国頭村の集落は、いずれも自治意識が高いことが特徴であり、地区内で実施する事業等の重要事項については、区の役員会や常会での議論・決定プロセスが重視されています。

国頭村の人口は 4,517 人（令和 2 年国勢調査）で、減少傾向にあります。また、年少人口と生産年齢人口の減少による老人人口比率の高まりで、高齢化が進行しています。世帯数は 1,976 世帯で、1 世帯あたりの人員は 2.28 人です。1 世帯あたりの人員も減少傾向にあり、世帯分離や核家族化が進む状況がうかがえます。

国頭村の基幹産業は農業・林業・漁業等の 1 次産業ですが、第 1 次・第 2 次産業の就業者数は減少傾向にあります。その一方で、豊かな自然資源を活用した観光関連の第 3 次産業は就業者数が伸びており、増加傾向にあります。近年は、森林ツアーや自然体験プログラムなどの自然資源や、充実したスポーツ施設の活用、地域の歴史文化を活かした民泊等、一次産業と連携した観光振興により、地域全体の活性化を目指した取り組みが進められています。

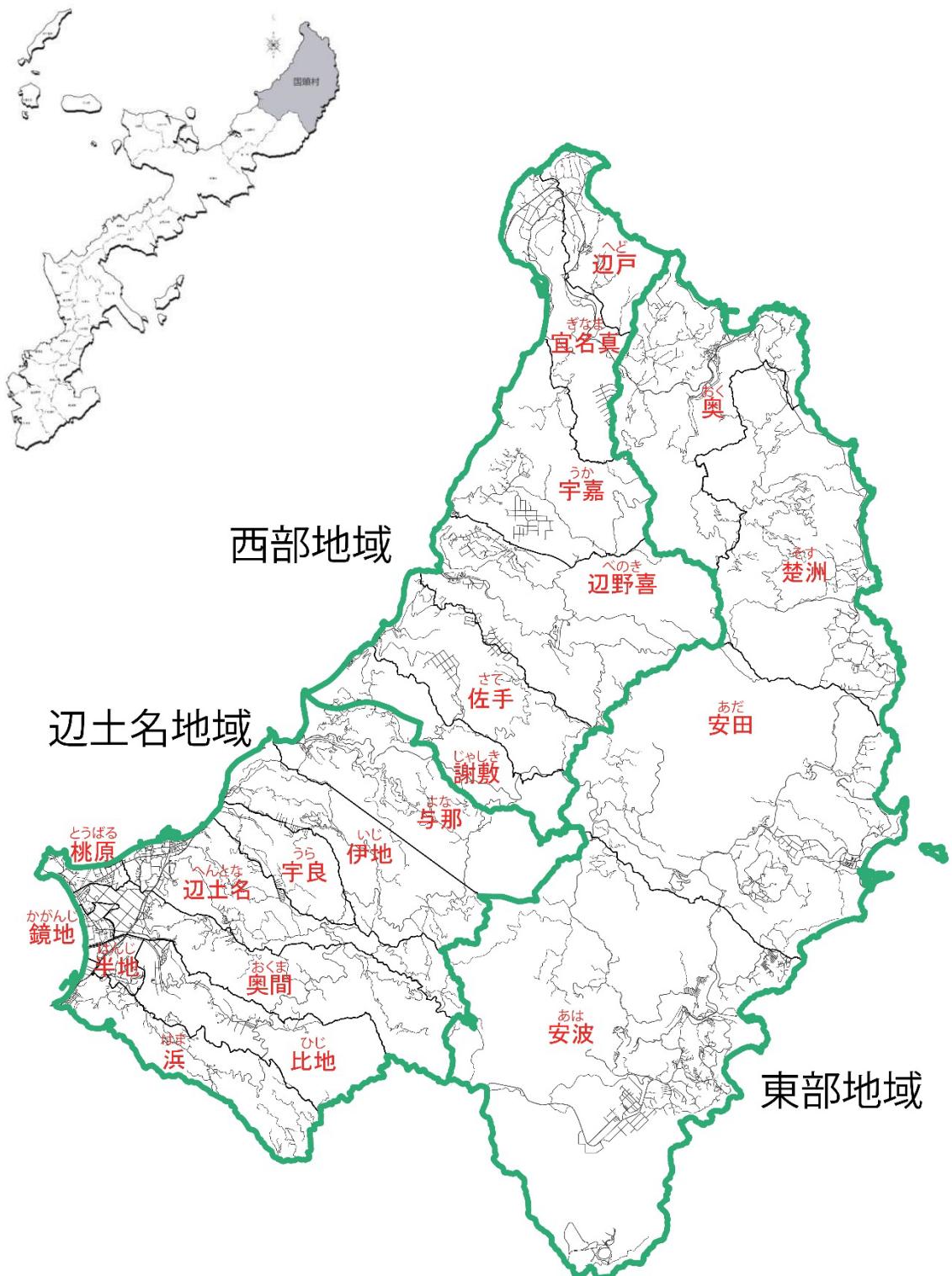
▼総人口・3区分別人口の推移



出典:国勢調査

※3区分別人口:年少人口(15 歳未満)、生産年齢人口(15 歳~65 歳未満)、老人人口(65 歳以上)

▼国頭村の行政区分



1. 2 国頭村の主な景観資源

国頭村は、東西を海に囲まれ、中央部には標高の高い山々が連なっています。山々からはいくつもの川が流れ、人々はその河口付近や海沿いにあるわずかな平坦地に集落を形成してきました。

辺土名地域は、役場や辺土名大通りの商店街を中心とした市街地が国頭村の生活の拠点となっています。隣接する平地には、リゾートホテルや各種スポーツ施設、道の駅等の施設が集中しており、一帯を観光拠点にするための整備が進んでいます。西部地域は、東シナ海に面する本島の主要な観光スポットである辺戸岬を拠点とし、歴史文化資源が点在しています。東部地区は、太平洋側に面するダイナミックな海岸景観が特徴です。森や海の自然資源を活用した体験型ツアーも盛んに行われており、畜産施設やパイン畑が広がっています。

本計画では、平成28年度に辺土名地域・東部地域・西部地域の3地区で行われた「国頭の好きな風景・守りたい風景を考える」ワークショップでの住民意見等をもとに、国頭村の景観を「眺望景観」「自然景観」「歴史・文化景観」「くらしの景観」に分け、それぞれの特徴と主な景観資源を整理しました。

眺望景観		特徴的な風景を眺望する場所
自然景観	山・森林	与那霸岳をはじめとする山々や森林の景観
	河川	山々から流れる河川の景観
	海・海岸	東西北を囲む海・海岸の景観
歴史・文化景観	建造物	村内に残る歴史的建造物の景観
	公共施設	先人の知恵や開拓精神が伺える土木遺構の景観
	史跡	村内に残る史跡の景観
	御嶽・拝所	辺戸岳や集落各地の御嶽・拝所の景観
	樹木	安波のサキシマスオウノキや比地小玉森の大アカギ等の大木名木の景観
	伝統行事等	シヌグやウンジャミ等の伝統行事の景観
くらしの景観	建造物	共同店や家屋、観光施設等の景観
	公共施設	道路や漁港、ダムといった公共施設の景観
	まちなみ(集落)	各集落の景観
	農地	平坦地に広がる農地や山間部の農地の景観

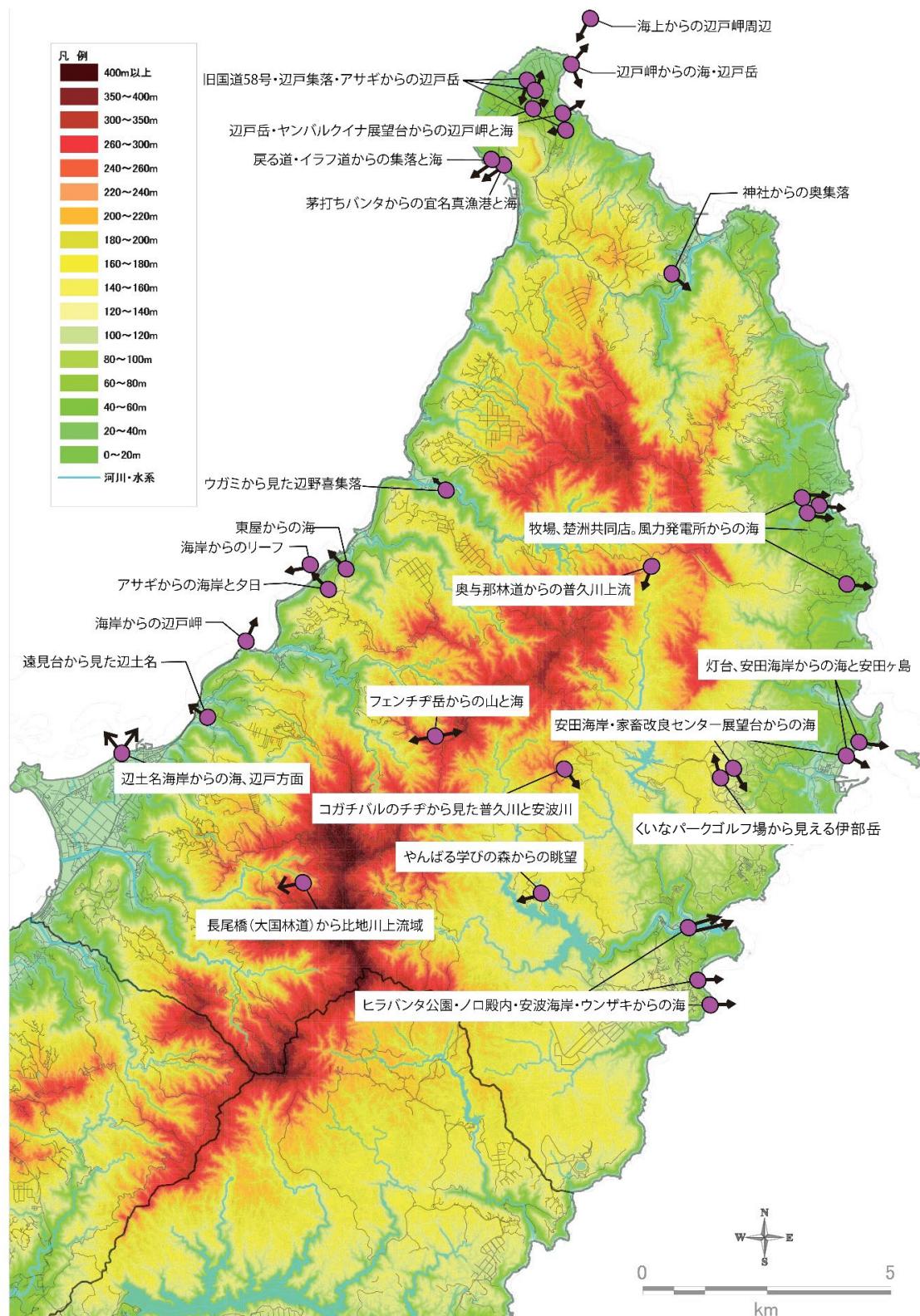
▼主な景観資源一覧

大分類	中分類	小分類	景観資源
眺望点	西海岸	辺土名	辺土名海岸からの海、辺戸方面
		伊地	遠見台から辺土名
		与那	海岸から辺戸岬
		謝敷	アサギからの海岸と夕日、海岸からのリーフ、東屋からの海
		辺野喜	ウガミから辺野喜集落
		宜名真	茅打ちバンタからの宜名真港と海、戻る道・イラフ道からの集落と海
		辺戸	辺戸岳・ヤンバルクイナ展望台からの辺戸岬と海、旧国道58号・辺戸集落・アサギからの辺戸岳、辺戸岬からの海・辺戸岳、海上からの辺戸岬周辺
	東海岸	奥	神社からの奥集落
		楚洲	牧場、楚洲共同店、風力発電所からの海、あさひの丘からの海と朝日
		安田	灯台、安田海岸からの海と安田ヶ島、安田海岸・家畜改良センター展望台からの海、くいなパークゴルフ場からの伊部岳
	森林地域		ヒラバンタ公園・ノロ殿内・安波海岸・ウンザキからの海、コガチバルのチヂから見た普久川と安波川
自然景観	山・森林	国立公園	やんばる国立公園
		文化財	与那覇岳天然保護区域
		山・岳	与那覇岳、フェンチチ山、照首山、伊部岳、西銘岳、辺戸岳
		その他	安田のマングローブ、伊部岳のオキナワラジゴガシ
	河川	2級河川	与那川・辺野喜川・安波川・普久川・床川・比地川・奥間川・奥川・座津武川
		普通河川	辺土名川・又伊名川・山地名川・宇良川・伊地川・ウン川・スンバ川・佐手前川・佐手下川・宇嘉川・大兼久川・武見川・宜名真川・チヌフク川・伊江川・楚洲川・我地川・伊部川・安田川・ウイヌ川・ハルミチ川・ヤマナス川・安田幸地川
		滝他	安波のタナガーゲムイ(国指定天然記念物)、比地大滝、シゲランファーの滝・雨降り川滝(安波ダム)
	海・海岸	国定公園	沖縄海岸国定公園
		岬	赤丸岬、辺戸岬
		砂浜	オクマビーチ、半地、鏡地、桃原、謝敷、宇佐浜
		その他	茅打ちバンタ、安田カ島、海岸線、イノー(珊瑚礁湖)
歴史・文化景観	史跡	文化財	宇佐浜遺跡(国指定)
		建造物	義本王の墓(村指定)
		その他	与那の村墓
	公共施設	御嶽・拝所	各集落の拝所、ヒラバンタ(安波)、安須森(辺戸)
		土木遺産	旧与那トンネル、旧座津武トンネル、水路橋(辺戸、宇嘉)、猪垣(奥他)、藍壺(伊部岳他)、住居跡、炭焼跡、湧水・水場
		古道	与那のタカヒラ、戻る道・イラフ道(宜名真)
	樹木	文化財	安波のサキシマスオウノキ 比地の小玉森の植物群落(県指定)
		沖縄の名木	比地小玉森の大アカギ、奥間土帝君の大キリ、辺土名小学校のセンダン、辺戸の蔡温松、安田のアカテツ保安林(村指定)
		その他	奥間一本松(一番森)
	伝統行事等	文化財	安田のシヌグ(国指定)
		その他	豊年祭、土帝君祭・金剛山祭・奥間の綱引き(奥間)、首里城お水取り行事(辺戸)、ビーンケイクイ(奥)・ウンジャミ
くらしの景観	市街地・集落	市街地・集落	20集落
		公共施設	国道58号、県道2号線・70号線、村道鏡地辺土名線、辺土名大通り線
		道路	県営林道(大国線、奥与那線)、村営林道(全13路線)
		林道	安波・普久川・辺野喜(国管理)、宜名真(県管理)
		ダム	漁港: 辺土名・宜名真・安田(県管理)、浜(村管理)
		港	港湾: 奥(県管理)
		公民館等地域拠点	20集落
		公園	くいなエコ・スコレク公園、鏡地シナマー公園、国頭村森林公園、蔡温松並木保全公園、安田くいなふれあい公園、安波ヒラバンタ公園
		その他	道の駅ゆいゆい国頭、奥ヤンバルの里、国頭村環境教育センターやんばる学びの森、楚洲あさひの丘、比地大滝キャンプ場等施設、やんばる野生生物保護センター(環境省)、道の駅やんばるパインアップルの丘安波、辺戸岬観光案内所 HEAD LINE
	建造物	共同店	浜・桃原・宜名真・辺戸・奥・楚洲・安田・安波
		企業	オクマプライベートビーチ&リゾート、大石林山
		民家	赤瓦民家、茅葺民家(安波)
	農地		奥間タープ畑、さとうきび畑、果樹畑、奥の茶畑、パイン畑、棚田跡

(1)眺望景観

国頭村は、平地が少なく、東西北を海に囲まれているため、森が海へとつながる風景や、東海岸では水平線から昇る朝日、西海岸では海に沈む美しい夕日を、道路や海岸、集落等の様々な場所から楽しむことができるのが特徴です。その一方で、与那覇岳を中心とする山岳地帯の多くは、その頂上まで鬱蒼とした森に覆われているため、やんばるの森を一望できる眺望点は、林道や石山のある辺戸周辺などに限られており、重要な景観資源といえます。

▼眺望景観資源図





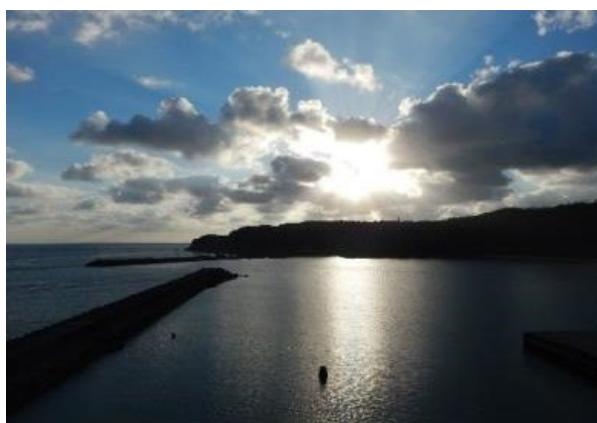
茅打ちバンタから宣名真漁港(宣名真)



海上からの辺戸岬と辺戸岳



辺戸岬東屋からの眺望(辺戸)



奥港からの朝日(奥)



大石林山の展望台からは辺戸岬が一望できる



安田灯台から安田ヶ島



安田海岸から海と安田ヶ島



安波ヒラバンタ公園からの安波集落



安波ヒラバンタ公園からの海



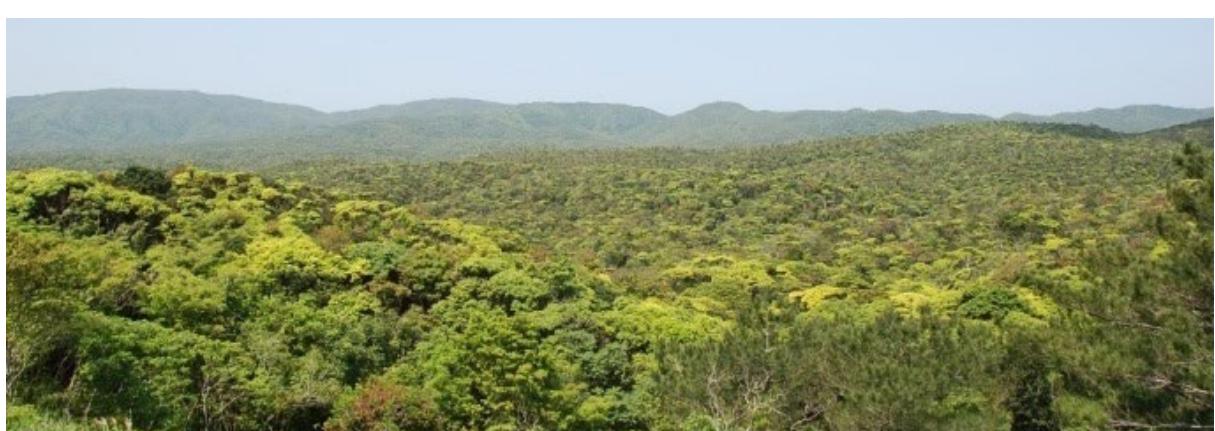
長尾橋(大國林道)から比地川上流域



奥与那林道から普久川上流域



フェンチヂ岳からは 360° の眺望を楽しむことができる(左:与那覇岳方面、右:東の方角)



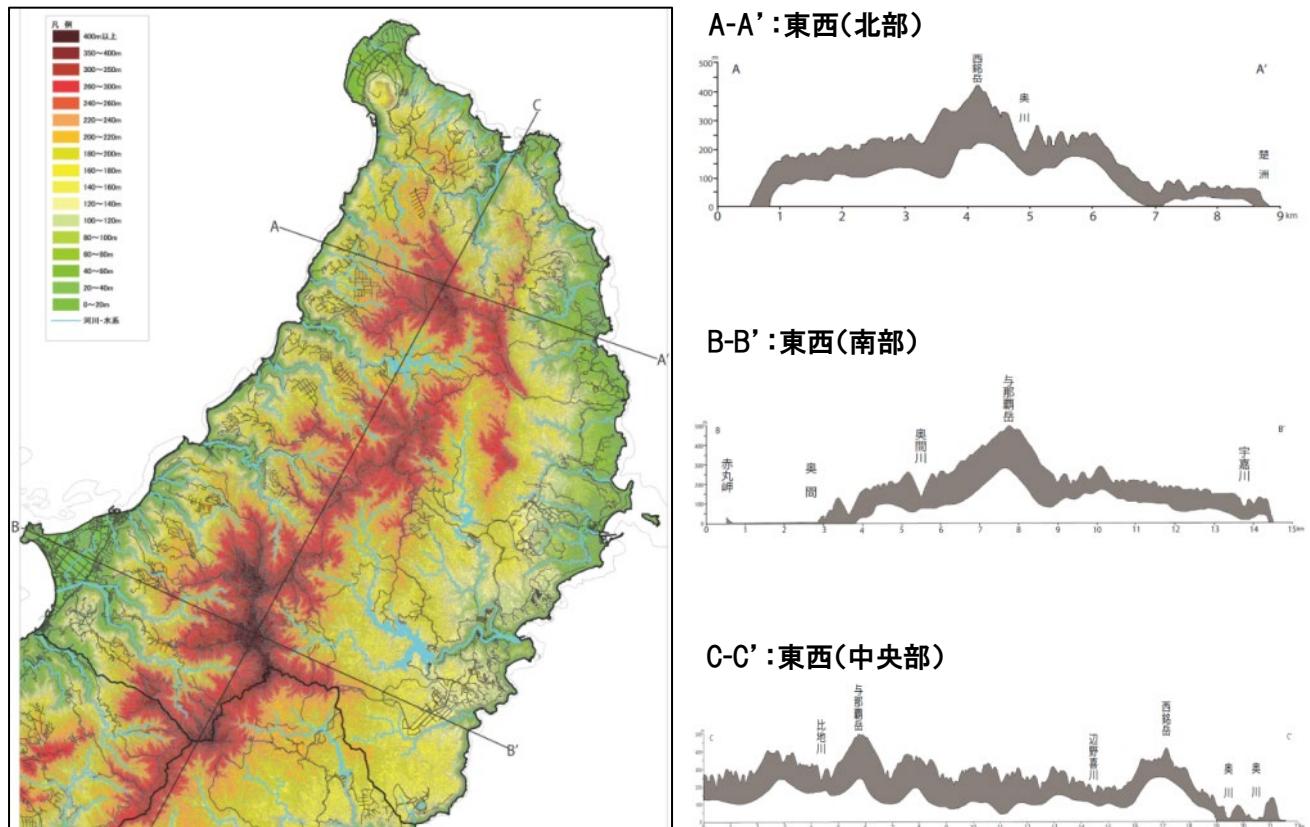
やんばる学びの森からの与那覇岳の山並み

(2)自然景観

国頭村は、その8割がわが国でも有数の豊かな亜熱帯林に覆われています。複雑に入り組んだ山々は尾根を四方に伸ばして海岸に迫る地形をつくり、山間の川は深い谷を形成しています。特徴的な地形として、熱帯カルスト、海岸段丘、トンボロ低地なども見られます。

本島北部の森林は、「やんばるの森」と呼ばれ、琉球王朝時代から戦後の復興期までは木材資源を、近代には水資源を人口の集中する本島中南部に供給してきました。イタジイの優占するやんばるの森は、遠くから望む樹冠の様子から、「ブロッコリーの森」として親しまれています。森には、ヤンバルクイナやノグチゲラをはじめとする多くの貴重な生物が生息しています。

▼国頭村の地形図と断面図

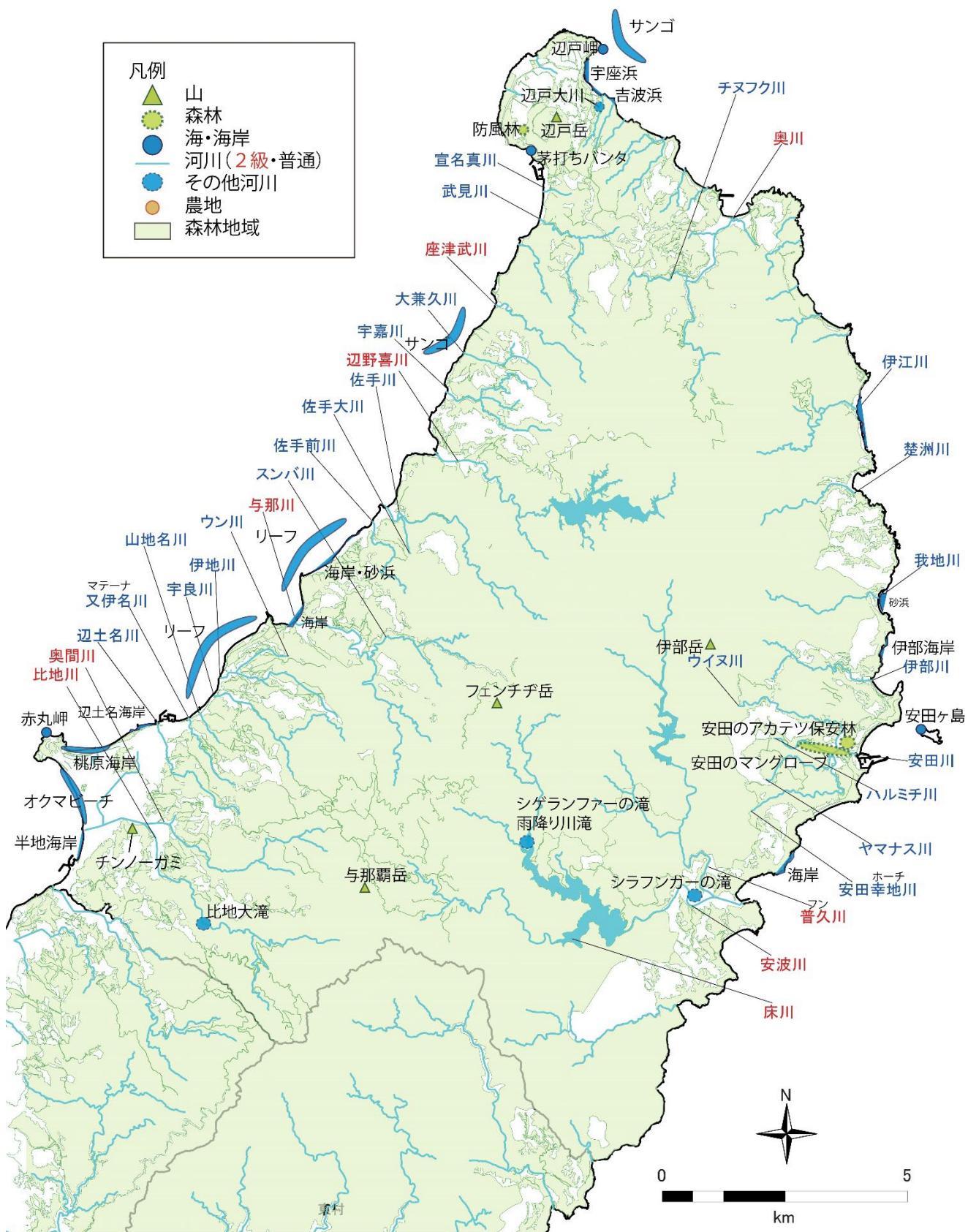


辺戸岳のカルスト地形(大石林山)



辺土名一帯のトンボロ低地

▼自然景観資源図



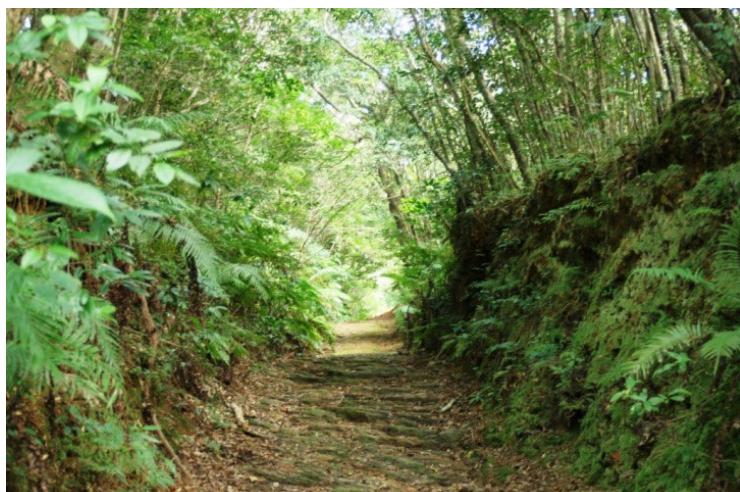
① 山・森林

やんばるの森の中央部は、本島最高峰の与那覇岳（標高 503m）をはじめ、西銘岳（420m）、照首山（395m）、フェンチヂ岳（390m）、伊部岳（345m）から成る脊梁山脈を形成し、イタジイの優占する豊かな亜熱帯林が、動植物にとっての重要な生育・生息地となっています。

国頭村の森林資源は、琉球王朝成立以来、沖縄本島の木材や薪炭材として利用されてきました。十八世紀に琉球王国の政治家、蔡温らが林政八書等を著し林政を確立した後はその森林資源管理の思想と技術による森林の保全育成が行われ、近代以降も戦後の復興材を供給するなど、沖縄本島随一の木材生産地となっています。

現在、森林内には林道が網の目状に整備されており、与那覇岳、森林公園、大石林山、やんばる学びの森等にある散策路を利用して、やんばるの森の豊かさを感じることができます。

海岸沿いの道路や各集落からは、海から山へのつながりを感じることができる風景を随所にみることができますですが、大規模構造物による連続性の阻害が懸念されます。



与那覇岳登山道(辺土名)



大國林道(比地)



伊部岳(安田)



やんばる学びの森散策路(安波)

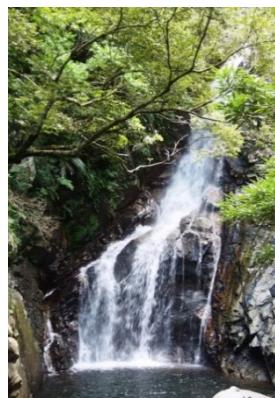
② 河川

国頭村は与那霸岳や西銘岳を主軸とする脊梁山地を分水嶺として、9つの2級河川と24の普通河川があり、短く急勾配であるのが特徴です。取水堰のある9河川を含む3つのダム（辺野喜ダム、安波ダム、普久川ダム）からは、本島中南部に貴重な水資源を供給しています。

「比地大滝」は落差25.7mの本島最大の滝で、比地川沿いに散策路が整備されているため、県内外から多くの観光客が訪れます。普久川下流にある大きな淵「タナガーグムイ」は、特殊な植物群落として国の天然記念物に指定されています。現在、ほとんどの河川に砂防ダム等の横断構造物や護岸が整備されています。



辺土名川(上島)



比地大滝(比地)



雨降り川滝
(安波ダム上流)



安田川のマングローブ

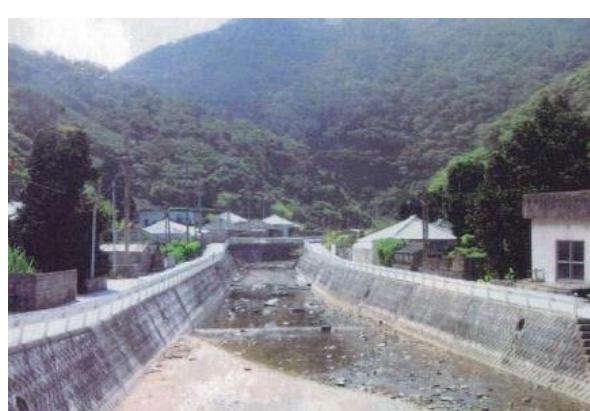


安波小学校裏の安波川



宇嘉川の風景(左:昭和35年子どもたちが遊ぶ、右:護岸整備された宇嘉川)

(写真左:キーストンスタジオ提供)



③ 海・海岸

国頭村は東西北の三方向が海に面しています。辺土名地域はオクマビーチや桃原ビーチ、謝敷海岸等の白い砂浜、西側はイノー（珊瑚礁湖）の広がる海の恵み豊かな海岸景観、茅打ちバンタや辺戸岬周辺の切り立った崖、東側は変化に富んだダイナミックな自然海岸と、多様な海岸の景観をみることができます。また、海や海岸の景色と一体となった水平線からの夕日や朝日は、地域住民にとってかけがえのない風景であり、県内外の来訪者にとっても魅力的な景観資源です。



自然の砂浜が広がる桃原海岸（写真左：キーストンスタジオ提供）



半地海岸からの夕日



辺土名海岸から辺戸方面を望む（辺土名）



宇佐浜のイノー（辺戸）

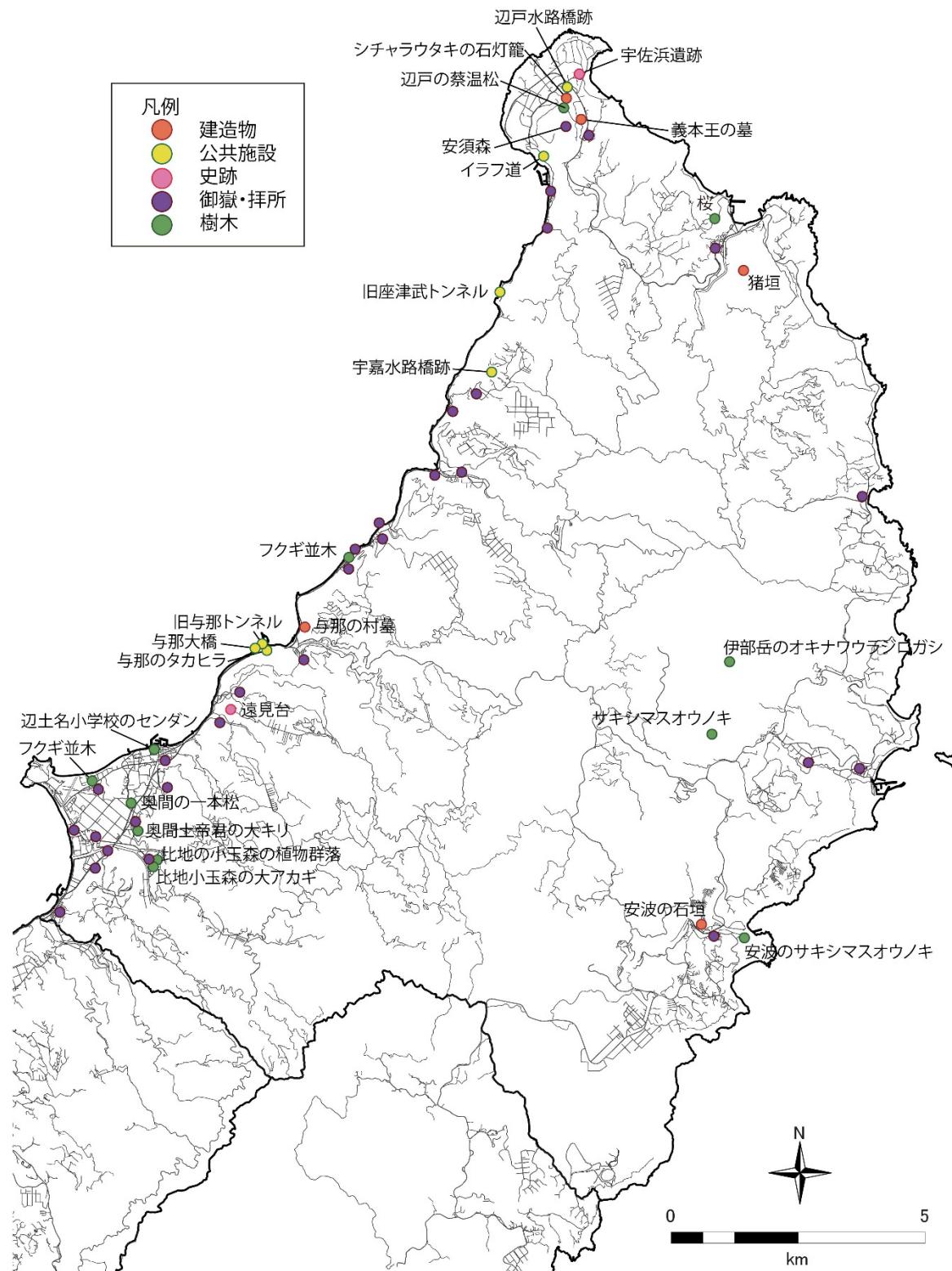


県道 70 号線からの東海岸（楚洲）

(3)歴史・文化景観

国頭村には、琉球開闢の地とされる安須森（辺戸岳）や宇佐浜遺跡、蔡温の林政によって残された森林等、琉球の歴史や人々の生活を知るための歴史文化資源が、重要な景観資源となっています。

▼歴史・文化景観資源図



① 史跡・建造物

「宇佐浜遺跡」は、県内で初めて発見された先史時代の遺跡で、国の文化財に指定されています。琉球王国の正史「中山世鑑」の琉球開闢伝によると、アマミクという神が沖縄で最初につくったのは、国頭村辺戸にある安須森（辺戸岳）だといわれ、ふもとにある「宇佐浜遺跡」からは、縄文・弥生時代の頃の奄美以北とのつながりを示す土器や居住遺構なども発掘されています。

辺戸にある「義本王の墓」は、琉球最初の王統を興したとされる「舜天」の孫にあたる義本王の祀られる墓の一つとされています。珊瑚石灰岩から切り出された石で作られており、歴史的に貴重な建造物として村の文化財に指定されています。



宇佐浜遺跡(辺戸)



義本王の墓(辺戸)

② 御嶽・拝所

琉球開闢の地とされる辺戸岳（安須森御嶽）は、県内でも重要な聖地として大切にされてきました。また、国頭村にある集落のほとんどは御嶽が重要な場所として位置付けられ、集落内には神アサギやノロ殿内といった拝所があります。御嶽や拝所はその地域で生活する住民に密接している大切な場所であり、祖先から受け継がれている文化的景観資源です。



アサギとお宮(宇良)



神屋とノロ殿内(辺戸)

③ 公共施設(土木遺構)

宜名真集落から辺戸上原へ抜ける通称「戻る道」は、1910年代に琉球石灰岩地帯の交通の難所を開削した当時を示す貴重な遺構です。現在は新たに発見された「イラフ道」と共に、重要な土木遺構として調査研究が行われています。

人口増加に伴う食糧確保のために、多くの集落で1900年代頃から山と集落の境に「猪垣」が、1950年代には「水路」の整備が行われましたが、そのほとんどは、土地区画整備等で消失しました。奥集落周辺の山林には、総延長約9kmの猪垣が今も良好に残っており、その一部を集落散策ツアーや利用しています。また、辺戸と宇嘉に良好な水路橋が森の中に存在しています。

現在も残るこれらの土木遺産は、かつての生活を知る重要な景観資源です。



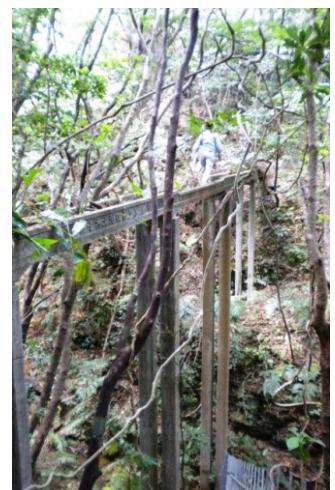
戻る道(宜名真)



奥の猪垣



水道橋(左:昭和35年辺戸、中央:辺戸、右:宇嘉)現在も残っているが森に覆われて見えません
(写真左:キーストンスタジオ提供)



④ 樹木

辺戸にある「蔡温松並木」は、沖縄の林政を確立した蔡温によって植えられたとされ、今も樹齢250年以上の巨木をみることができます。「比地小玉森の大アカギ」は、集落の重要な拝所であり、そこにある大アカギは大切に保全されてきました。



比地小玉森の大アカギ



蔡温松(辺戸)

⑤ 伝統行事

「安田のシヌグ」は国の重要無形民俗文化財に指定されており、県内外から多くの参加者でにぎわいます。「奥間大綱引き」は、沖縄県内各地の綱引きとして、国の選択無形民俗文化財に指定されています。山にあるカズラ（イルカンダ等）を使って作られる大綱の製作技術は、県内でも高く評価されています。その他、辺戸集落では首里の御水取り行事が毎年行われています。

国頭村の各集落では海神を迎えて豊漁を祈願するウンジャミ、8つの字では、五穀豊穣を感謝する祈願祭として隔年の旧盆に豊年祭が行われています。こうした代表的な行事以外にも地域ごとに多くの行事が営まれており、伝統行事が行われる空間は、住民を結びつける重要な景観資源です。



安田のシヌグ(安田)



奥間大綱引き



豊年祭の道ジュネー(辺土名)

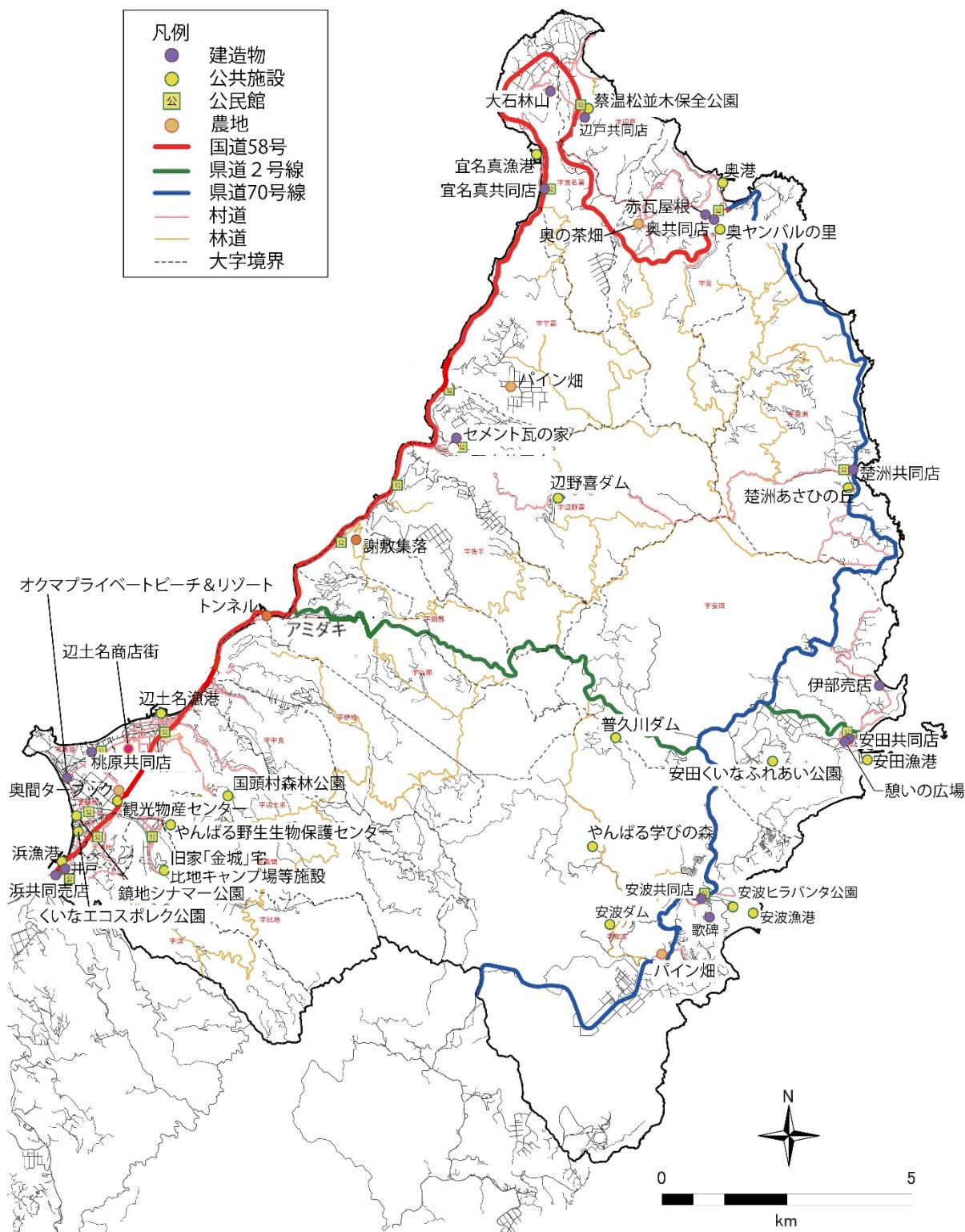


豊年祭は公民館等で行われる(浜)

(4)くらしの景観

国頭村の集落は、山林を背後に河川沿いに立地する「やんばる型集落」(出典:名護市史本編 11)とよばれる形をとっている集落が多く、海や山、河川などの自然と密接に関わりながら、くらしの景観が形成されているのが特徴です。

▼くらしの景観資源



① 市街地・集落

役場のある辺土名地区には、約3割の人口が集中し、市街地を形成しています。市街地の中心にある辺土名大通り商店街には、スーパーや銀行、病院、商工会、飲食店があり、村民の生活の拠点となっています。

辺土名以北の集落は、主に河口付近に立地しています。集落には、瓦屋根の平屋家屋やアミダキ(竹を編んだ垣根)、フクギ並木なども残っており、落ち着いた集落景観をみることができます。



辺土名市街地



辺土名大通り商店街



奥集落



佐手集落



与那のアミダキ(与那)



フクギ並木(謝敷)

② 公共施設

役場、公民館、道路、ダム、港、公園等の公共施設は、くらしの景観を考える上で重要な景観資源です。公民館は各集落にあり、様々な伝統行事や自治の中心拠点となっています。役場に隣接する国頭村民ふれあいセンターは、国頭村の情報や文化を発信する中心施設です。

観光の中心を担う施設として、道の駅、各種スポーツ施設があります。その他にも、国頭村森林公園、国頭村環境教育センターやんばる学びの森、ヤンバルクイナ生態展示学習施設、鏡地・安田パークゴルフ場等、自然資源を活かした施設があります。

集落をつなぐ幹線道路は、西海岸に国道 58 号、東海岸に県道 70 号線、山間部で東西をつなぐ県道 2 号線などです。これらの幹線道路は、住民だけでなく来訪者が国頭村の風景を認識する視点場にもなっています。山中には、大國林道・奥与那林道の県営林道を中心として、村営林道が整備されており、亜熱帯の森を体感することができます。また、国頭村の豊富な水資源を象徴するダム施設や、豊かな水産物の供給拠点である漁港があります。



各集落にある公民館等地域拠点(左上から辺土名、半地、奥間、与那)



環境省やんばる野生生物保護センター

スポーツ施設群



道の駅ゆいゆい国頭(奥間)



役場に隣接する国頭村民ふれあいセンター
(辺土名)



国頭村環境教育センター やんばる学びの森(安波)



くいなパークゴルフ場(安田)



国道 58 号と謝敷海岸(謝敷)



やんばるの森(与那から安田)を横断する県道2号線



東海岸の県道 70 号線



辺野喜ダム(辺野喜)

③ 建造物

公共施設以外のくらしの景観に関わる建造物として、集落の中心となってきたのが「共同店」です。集落で運営する共同店は、1906（明治39）年に沖縄県内で初めて奥に誕生し、以降次々に設立されました。共同店は、購買機能だけでなく、地域住民の交流拠点として重要な役割を担っています。

その他広く人々に認知されている建造物として、辺土名大通りには、スーパー・ホテル、郵便局、銀行等の比較的大きな建物があります。また、オクマプライベートビーチ&リゾートや大石林山は、民間の観光施設として重要な景観資源となっています。



集落の共同店(左上から奥、浜、安田、桃原、宜名真)



辺土名大通りにあるスーパー、郵便局



オクマプライベートビーチ&リゾート(奥間)



大石林山(辺戸)

④ 農地

平坦地の少ない国頭村では、海岸沿いのわずかな平地や台地上、山腹斜面を利用して農業が営まれてきました。奥間ターブクなどの平地ではさとうきびや電照菊、山地では果樹（タンカン、シークワーサー等の柑橘類、パイナップル）やお茶の栽培が盛んです。



お茶畠(奥)



奥間ターブクのサトウキビ畠



パイン畠(安波)



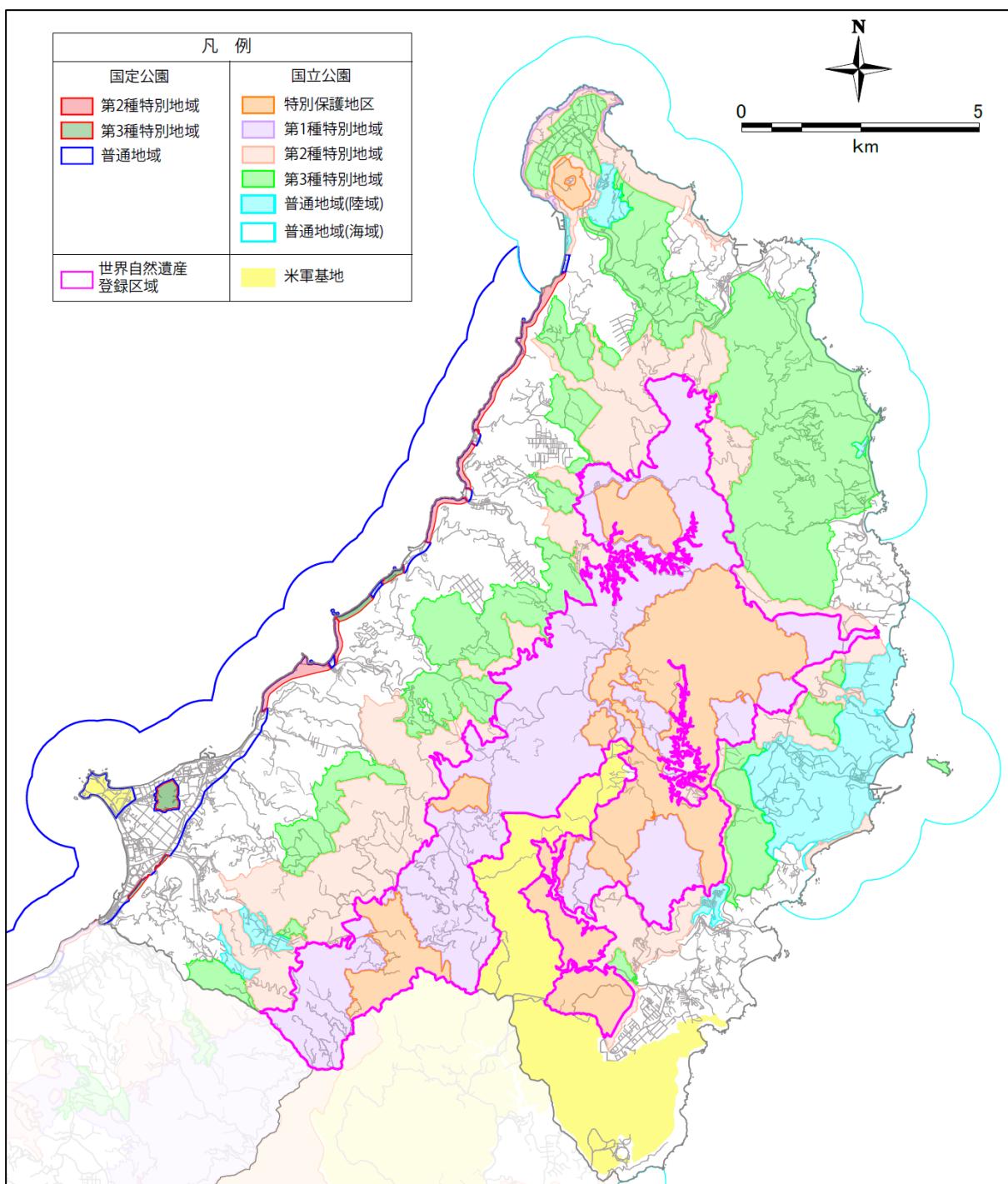
山のミカン畠(浜)

1. 3 景観に関する他の計画等

国頭村の森林の一部は、平成 28（2016）年 9 月 15 日に国立公園に指定されました。令和 3 年 7 月 26 日に世界自然遺産に登録され、国頭村の景観形成に大きく作用すると考えられます。またその他の景観に関連する計画等から、景観計画が踏まえるべき事項は下図の通りです。

<p>(1) 第5次国頭村総合計画(令和4年3月) 「森と水とやすらぎの里”くにがみ”」 先人が築いてきた輝かしい歴史や文化を継承し、豊かな自然や地域の歴史・文化に自覚と誇りを持ち続けます。</p>	<ul style="list-style-type: none">やんばるの特異固有な自然環境を活かし、地域住民が住みよい「花と緑に包まれた優しい美らむらづくり」を目指します。
<p>(2) やんばる国立公園(平成28年9月15日) 沖縄本島北部地域(国頭村・大宜味村・東村)が「やんばる国立公園」に平成 28 年 9 月指定され、令和 2 年 2 月区域等変更された。豊かな生物多様性と独特な亜熱帯森林生態系を実感できる国立公園である。野生動植物が健全な状態で生息・生育でき、種の絶滅をさせないことを確保しながら、この森の再生力の範囲内で森林施業との調整を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none">国立公園計画書で指定されている地域とその規制内容に沿ったゾーン分けを行う。建造物や道路整備についても計画書の内容に配慮する。
<p>(3) 世界自然遺産登録(令和3年7月26日) 平成 25(2013)年に奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島の4地域が世界自然遺産の推薦候補地として選定された。「大陸から分離し、小島嶼が成立する過程において、地史を反映した独自の生物進化が見られる」と、「国際的にも希少な固有種に代表される生物多様性保全上重要な地域である」として、令和 3 (2021)年 7 月 26 日に世界自然遺産に登録された。</p>	<ul style="list-style-type: none">世界自然遺産に登録された範囲を区分し、緩衝地帯や周辺地域を含め、世界自然遺産にふさわしい景観になるように配慮する。世界自然遺産登録に伴う観光客の増加に対応できる方針を設定する。
<p>(4) 沖縄海岸国定公園 沖縄島読谷村残波岬から名護市世富慶までの海岸沿いと嵐山及び屋我地島を含めた羽地内海から辺戸岬までの海岸一帯と学術的に貴重な動植物のみられる与那霸岳、名護岳を含めた区域と周辺海域を合わせた自然公園 そのうち、やんばる国立公園に編入された国頭村、大宜味村の一部は沖縄海岸国定公園から削除された。</p>	<ul style="list-style-type: none">海岸国定公園に指定されている地域とその規制内容を反映させる。
<p>(5) 国頭村観光振興計画(平成29年3月) 国頭村の恵まれた自然を環境の保全と利活用と地域振興策を体系的に整理し、持続可能な観光地づくりの基本的な考え方と取組みをまとめたもの。「いのち・癒し・健康を核とする「くんじゃんツーリズム」の推進」を基本理念とし、エコツーリズム、グリーン・カルチャーツーリズム、スポーツツーリズムを3つの柱として掲げている。また、村内を辺土名、西部、東部の3つの地域に分け、地区別構想を設定している。</p>	<ul style="list-style-type: none">観光振興計画で設定した方針にふさわしい景観整備ができるような景観形成の方針を設定する。3つの地区別構想と整合がとれるように景観ゾーニングを行う。
<p>(6) 米軍基地 国頭村は、現在「北部訓練場」と「奥間レストセンター」の2つの米軍基地を抱えている。平成 28(2016)年 12 月 22 日に北部訓練場の一部(村有地を含む 4,010ha)は返還されたが、未だに村の一部の土地は米軍基地となっている。</p>	<ul style="list-style-type: none">景観ゾーニングにおいて、米軍基地となっている範囲も配慮して行う。

▼各計画等の範囲



- ※ 上記範囲図は令和6年3月時点
- ※ 国頭村は都市計画区域外となります。その他土地利用規制については、資料編（P58～60）をご参照ください。

第2章 良好な景観づくりの基本方針

2. 1 景観づくりの基本理念

(1) 基本理念

「いのち響きあうやんばるの景観を守り、育てよう」

国頭村に広がるやんばるの山、森、川、海は一体となって国頭村独特の景観を形成しています。深い森や山、そこから流れ出る豊かな水、周囲にひろがる珊瑚礁の海は、やんばる特有の多様な生態系をかたちづくり、多くの生き物たちの命を育み、また、人びとの生活の基盤となっています。

森から切り出された木材は、琉球王国時代や戦後の発展を支えてきました。また森から流れ出る水は、南部に供給されて本島全体の人びとの生活を支えています。先人たちは、この偉大な自然を畏敬し、大切に守り、ともに生きる営みを重ねてきました。そこに育まれた豊かな精神世界や知恵は、いまも国頭の文化のなかに色濃く息づいています。

国頭村の自然は、こうした背景を踏まえて国立公園の指定を受け、さらに世界自然遺産に登録されるなど、世界的にその価値が評価されています。

いのち響きあう国頭村の山、森、川、海の景観を守るために、本景観計画を策定します。

「いのち響きあうやんばるの景観を守り、育てよう」を基本理念として、国頭村の景観を構成する要素、「自然」「歴史・文化」「くらし」のそれぞれについて目標を定めます。



～自然～

やんばるの豊かな自然を守ってきた先人の努力を子々孫々の代にいたるまで継承します

国頭やんばるの森は、多様ないちが繋がる豊かな自然を構成しています。とくに森林や水資源は、先人たちの努力によって守られてきたという歴史をもっています。国頭村北部の辺戸に残る蔡温松に象徴されるように、琉球王国時代の政治家である蔡温は、厳格なルールのもとに森林資源を守るために制度をつくり、政策を行いました。その後も「山入り」の回数を制限するなど、地域主体の資源管理を念頭にした森林経営が行われていました。現在のやんばるの豊かな森もこうした先人たちの努力の結果であることを忘れてはなりません。

また国頭村は 3 方を海に囲まれ、海を恵み豊かな生活の場の一部として日々親しんできました。その大半が沖縄でも貴重となりつつある自然海岸であり、沖縄本来の海の景観を維持しています。

国頭に住む私たちは、この大きな自然の一部として生きていることを実感しています。自然に生かされ、自然を生かしてきた自負を持って、これからも貴重な自然を損なうことなく守り生かすため、国立公園の指定を受け、本景観計画を策定します。さらに世界自然遺産に登録された自然を守り活かす努力の大切さを次世代に伝えていきます。

～歴史・文化～

国頭の伝統文化を受け継ぐ景観づくりをします

国頭村には祖先から受け継いだ多くの文化遺産があります。有形の文化財はもちろん、国頭村内の各地域のもつ独自の祭事・行事は、郷土への誇りや愛着を醸成してきた国頭の象徴であり、独自の精神世界を背景にしています。このような無形の文化財も景観を構成する重要な要素です。

こうした文化遺産や無形文化財を支える環境を守り、次世代に受け継いでいきます。

～くらし～

心豊かなくらしの風景を村民みずからが守り、つむぎます

互いに助け合い、自ら地域を運営してきた国頭村民は、力強く人間性豊かなコミュニティとともにあります。調和のとれた集落景観、緑や花に彩られ手入れのいきとどいたまちなみ、まちかどのゆんたくの風景などは、人ととのつながりの中で育まれた景観といえます。このようなつながりを基盤とするくらしの景観を大切に共有していきます。

先人たちが築いてきた価値ある景観を守りつつ、失われてしまった景観については、人びとの話し合いを進めるなかで取り戻すべき景観を再生します。

(2)国頭における景観形成の基本姿勢

①世界自然遺産にふさわしい景観資源を維持・継承するため

優れた自然地ではとくにその価値を守るために、自然景観が損なわれることのないよう、開発や建築等の行為についてのルールを定めます。

②国頭の歴史・文化的景観を継承するため

国頭の歴史・文化を伝える重要な事物や景観的に優れた樹木などに対する、村民による保存継承の活動を積極的に支援します。

また村内での建築等の行為にあたっては、村民が互いに守ってきた伝統的な空間の秩序を尊重するよう指針を示すとともに、国頭村の風土に調和する意匠、素材、技術の活用を推奨します。新しい開発・整備においてもそのような配慮を求めるため、ルールを明確化していきます。

なお公共が主体となる行為においては、積極的に優れた景観づくりに努めます。

③生活を大切にした景観づくりのために

地域住民の快適な生活を守り、活気ある風景をつくっていくためには、伝統的な形態に準じることのほかにも、利便性・快適性・生産との調和や、新しい景観の創出を受け止める余地が必要です。国頭村での生活の質を考えた、バランスのとれた景観づくりを図ります。

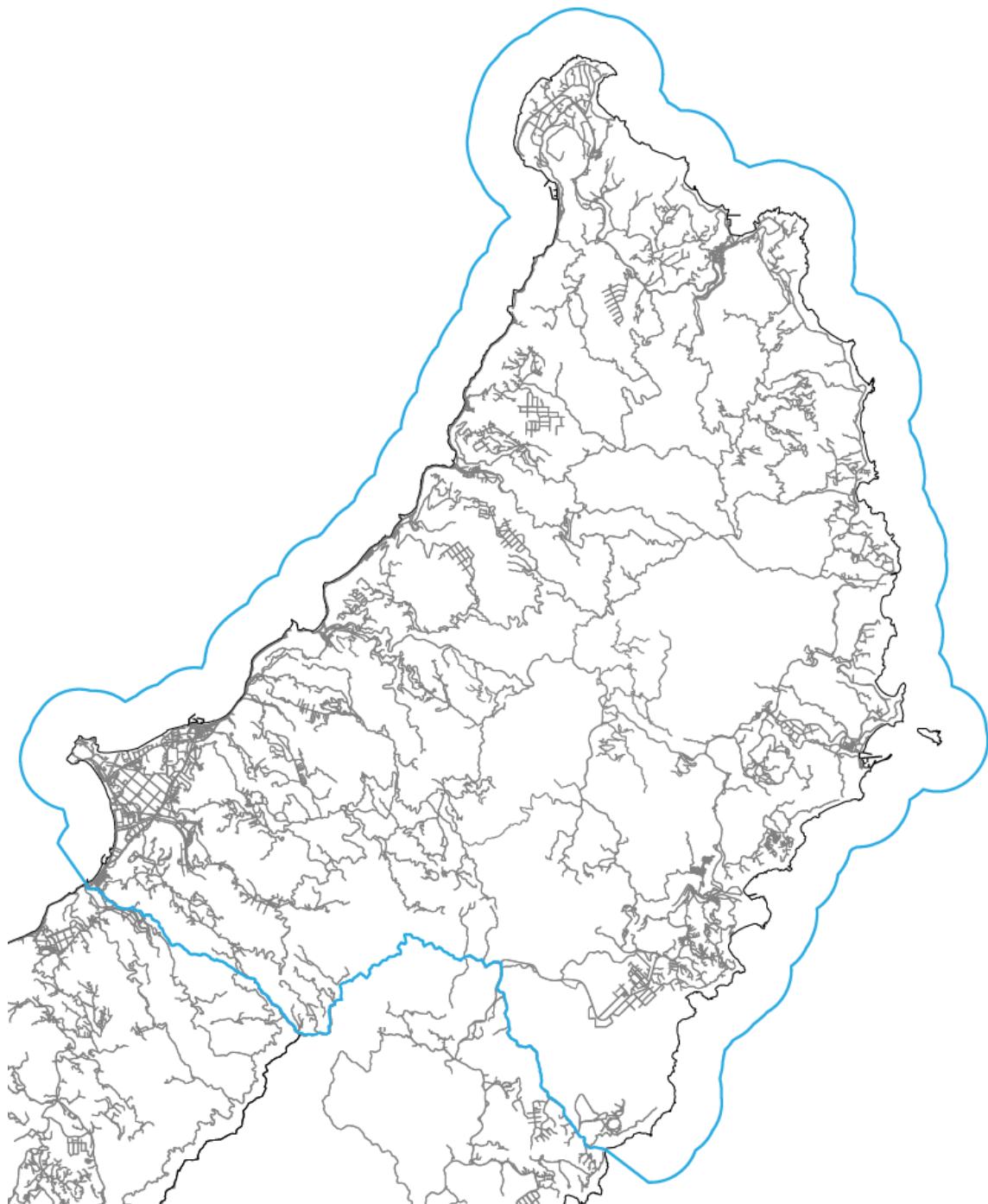
④村民みずからの景観づくりのために

美しい景観は、表面を飾つてできるものではなく、そこに住む人々の日々の営みによって育まれるもので。もっとも地域をよく知る村民みずからが、地域にふさわしい風景をつくりしていくことが重要です。村民が主役のしくみを整備し、持続的な景観づくりを図っていきます。

2. 2 景観計画区域

(1) 景観計画区域

より良い景観づくりや景観を守っていくことを目的とし、各地域に見られる多種多様な景観要素の保全や創出を図るために、村全体を景観計画区域とします。さらに国頭村の海の景観を構成する重要な要素であるサンゴ礁海域（イノー、干瀬、礁斜面）を含む陸域より1kmの沖合（国立・国定公園の範囲を考慮し設定）までを景観計画区域とします。



(2)ゾーンの設定

国頭村は中央部に緑に覆われた脊梁山脈が走り、主な生活空間は沿岸に点在する集落や農地とこれを結ぶ幹線道路となっています。山地のなかでも奥山にあたる中央部は国立公園に指定されるなど特に良好な自然地です。このような空間特性を踏まえ、以下のように区分します。

(ア) 自然景観保全ゾーン

対象地域：普通地域を除く国立公園・国定公園指定範囲

景観資源：辺戸岬、与那霸岳、辺野喜ダム、比地大滝、安田ヶ島、海岸線など

特　　徴：やんばるの深い森を主体とし、威厳ある山々が骨格景観をなしています。水源地でもあり湧水や渓谷、ダムなど水の景観も豊かです。地域内には固有性の高い多様な動植物が生息しています。西海岸では、海岸沿の幹線道路も国定公園に指定され、自然海岸の続く国頭ならではの景観が楽しめる空間となっています。

(イ) 自然とくらしの調和ゾーン

対象地域：国立公園内の普通地域及び森林・農地を主とする地域と沖合1kmの海域

景観資源：自然海岸、安波ダム、普久川ダム、海域など

特　　徴：自然景観保全ゾーンと一体的に骨格景観を形成しますが、人里に近く、生産林と位置づけられる森を中心とします。以前は段々畠などとして利用された場所も多く、猪垣や炭焼窯などの生活遺産が残っています。海や川、近隣の山は生活の一部である身近な自然地として親しまれてきました。集落周辺には古くから伝わる聖地が点在し、シヌグのような伝統行事には自然と人とが分かちがたく繋がる世界観がうかがえます。アクセスが比較的容易であり、人と森を繋ぐ地域となります。

(ウ) くらしと文化の景観ゾーン

対象地域：集落

景観資源：伝統的集落景、集落周辺の御嶽・拝所、河川など

特　　徴：やんばるの特徴的な集落形態を受け継いだくらしの場であり、沖縄の風土に調和した住まいの景観がみられます。

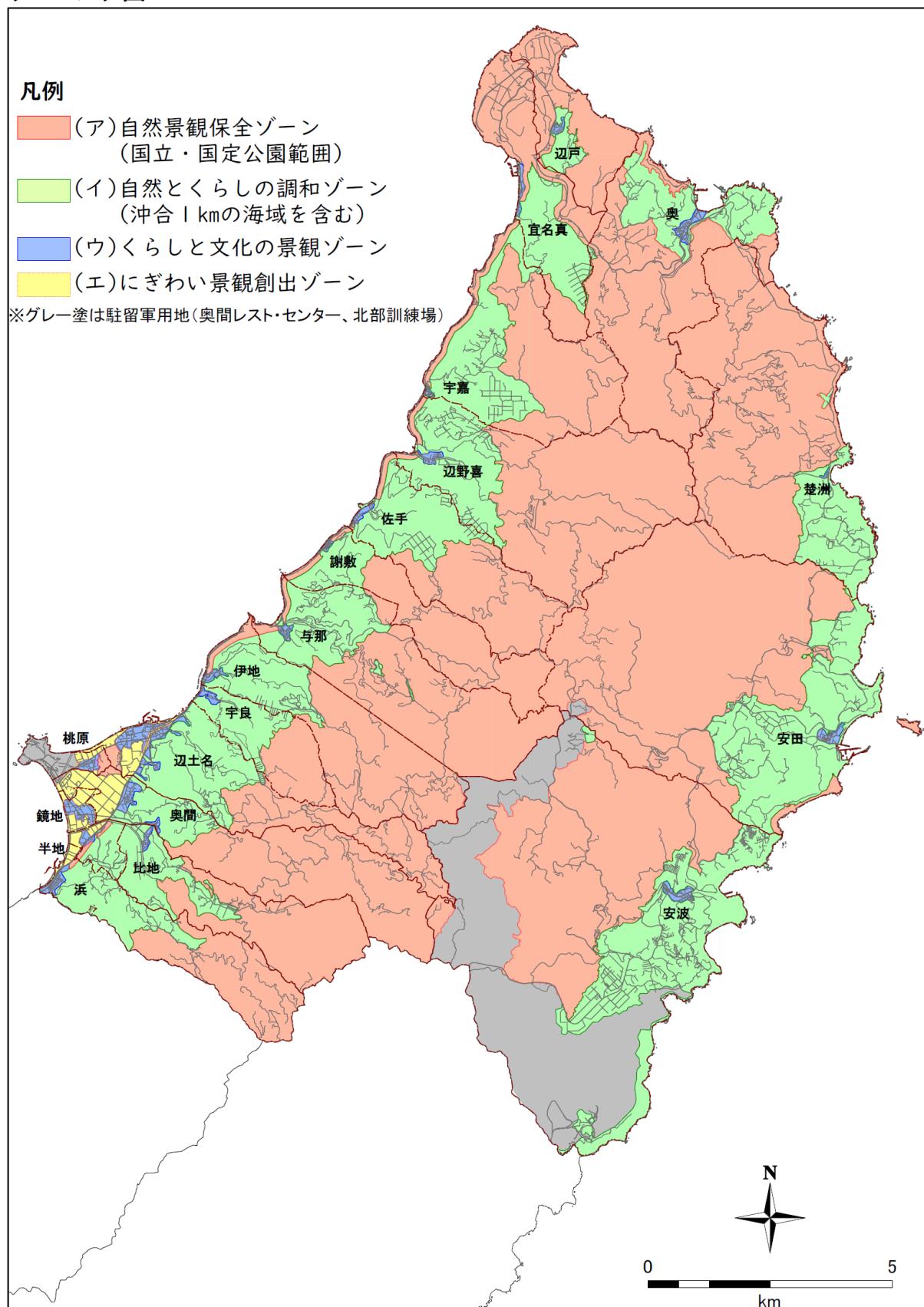
(エ) にぎわい景観創出ゾーン

対象地域：辺土名地域一帯

景観資源：道の駅ゆいゆい国頭、辺土名大通り、くいなエコ・スポレク公園など

特　　徴：道の駅やスポーツ施設、リゾートホテルが立地し、村民や観光客が集まる空間です。店舗や事業所などの立地可能性も高く、心地よいにぎわい景観づくりが望まれます。

ゾーニング図



2. 3 基本方針

(1)要素別基本方針

①自然景観

国頭村の最大の特色は、世界的にも貴重な固有の生態系を有する「やんばる」の自然です。国頭村の大半の面積を占める森林、山と海を繋ぐ川、自然海岸が連続する海が、国頭村の景観の骨格ともなっています。

これらの自然景観を守り、次世代に継承していくことが重要です。

- 生態系の連続性や多様性に配慮し、持続的で健全な自然を守ります。
- 自然景観の魅力を賢く活用することで、自然と共生する地域のくらしの維持を図ります。
- 自然景観を損なうおそれのある開発や人工物の設置、過度の利用などを防ぎます。

②森林景観

「やんばる」の自然景観のもっとも大きな要素である、多様で豊かな森林景観を維持していきます。また、森林内には天然記念物や名木・巨木として指定されている植物群落や樹木、あるいは猪垣などの文化遺産があり、景観面でも重要な資源として保全を図っていきます。

集落背後の森には、クサテ森や御嶽の森、あるいは伝統行事の舞台として、人々が大切に守ってきた場所も多くあります。ムラ固有の精神の拠り所と一体となった景観であり、守るべき重要な景観資源です。

- 自然に調和した林業との連携により、森林の保全と育成を図ります。
- 人工構造物は自然景観との調和を十分に図ります。
- 身近な森の景観を維持します。

③河川・海岸景観

国頭村の集落の多くは河口に発達しており、川の風景はくらしと密接に結びついています。森と海とくらしを繋ぐ豊かな河川景観を守り、あるいは再生に努めます。

雄大な海景もまた国頭村の景観の特色をなすものです。自然海岸景の維持を図り、優れた視点場を活用します。また防風林・防潮林は沖縄らしい健全な海岸景を構成する要素として大切に生かし育てます。

- 水に親しむ景観づくりを進めます。
- 人工構造物は自然景観との調和を十分に図ります。
- 優れた視点場を眺望スポットとして生かし、魅力ある景観資源を活用します。

④農地景観

国頭村の農地は、低地部と段丘上に展開しています。低地部の農地は多くの人の目につきやすく、重点的に良好な景観づくりを進めます。また農地は一般に赤土流出の原因となりやすいことから、グリーンベルト等による対策を進め、景観的にも魅力ある農地づくりを行っていきます。

- 耕作放棄地対策などを進め、嘗農活動と調和した、活気ある農地景観を維持します。
- 花や緑を活用したグリーンベルトの整備を進めます。

⑤歴史・文化景観

国頭村の歴史・文化を体現する景観資源は、保全につとめます。有形の文化資源はもちろん、無形の文化資源である行事等の風景、またそれらを支える環境も保全すべき景観です。

国頭村には土木遺構も多く残されています。水利施設やトンネルなど、厳しい自然の中で自らの生活基盤を切り拓いていった先人の足跡は、今も村民の誇りであり、地域の景観づくりの中で生かすことが望まれます。

- 守り伝えるべき歴史・文化景観を構成する資源を掘り起こし、その意義を村民・県民が共有できるよう発信を図ります。
- 特に重要なものについて、保存や活用のための整備を進めます。
- 拝所等における部外者による工作物の設置などの景観を阻害する行為について、適正な管理ができるよう対策を講じます。

⑥くらしの景観

国頭村には、伝統的な集落形態を残す集落が少なくありません。赤瓦やセメント瓦を載せた木造寄棟の沖縄型建築様式、ヒンプンを備えた住宅も多く残っており、スージグワー（路地）や色とりどりの庭木とともに、沖縄らしい魅力に富んだ集落景観を保っています。集落内外には拝所や神アサギ、湧水地などくらしと一体となった文化資源も点在しています。ライフスタイルに応じた変化も前提としつつ、地域が協力して築いてきた集落景観の良さを受け継いでいきます。

また、商店街やリゾート・レクリエーション施設、公共建築物などは、それぞれの機能やニーズに応じた規模やスタイルを認めつつ、周囲に配慮し、その地に調和した良好な景観づくりを進めるものとします。くらしを支えるインフラ施設である道路やダム、港、橋などの公共施設についても、それぞれの事業主体や関係者と協力して、国頭らしい景観づくりに努めます。

- 優れた集落景観を保全しようとする地域、あるいは優れた集落景観を創造しようとする地域において、多面的な支援を進めます。
- ライフスタイルや快適性、エネルギー効率など現代的な課題にも配慮しつつ、伝統的なくらしの景観を継承するあり方を探ります。
- 人口減少や高齢化などの課題への対応を図り、良好な景観を維持します。

⑦夜間景観

夜の国頭村には満天の星空が広がります。この美しい夜空を守りつつ、快適な夜間景観をつくりります。

- 地域特性に調和した、安全でここちよい夜間景観づくりを進めます。
- 過度な人工照明や上空への不要な光の拡散などによる光害を防ぎます。

(2)ゾーン別基本方針

(ア)自然景観保全ゾーン

特にすぐれた自然景観を保持している地区として、自然公園法により特別保護地区や特別地域に指定された区域であるため、原則として開発等を最小限にとどめ、自然景観の保全を優先することを方針とします。

自然景観保全ゾーンは、世界自然遺産登録区域である特別保護地区および第1種特別地域とともに、そのバッファーアーにあたる第2種・第3種特別地域を含みます。バッファーゾーンにおける世界自然遺産登録区域への眺望景観は特に重要なものとして、これを損なわないこととします。

当ゾーンは海岸線の大半が含まれます。海岸は防災機能等の維持向上を図りつつ、良好な自然景観の保全・再生を図ります。また現存する海岸林は原則保存し、可能な箇所はできる限り再生を図ります。一方、海岸際を走る国道58号には海への見晴らしが良好な箇所も多くあり、海に開く景観と海岸林景観とのバランスを図りつつ、海に親しむスポットやシークエンス（移動景観）を演出します。

自然公園法の基準に従ってやむを得ない開発や建築行為等を認める場合は、自然保全への配慮のほか、周囲の自然景観への影響を最小限とし、周囲になじむ形態意匠を前提とします。

【参考】自然公園法による保護規制

特別保護地区および第1種特別地域は原則として開発を許可しないものとして厳しい規制がありますが、第2種特別地域、第3種特別地域での開発等は許可制で、開発や建設は可能です。ただしその場合も、環境を守るために許可基準が定められており、その内容は本景観計画の目指す許可基準にも合致しています。従って、具体的な規制は自然公園法によります。

(イ)自然と暮らしの調和ゾーン

森林や渓谷を中心とした良好な自然地では、生産活動とも調和しながら、自然景観の保全を図ります。

農地は、健全な農地景観を維持するとともに、美しい海の景観を維持するため、赤土流出の防止を図ります。特に台地上のまとまった規模の開発農地は、周囲の景観スケールとの調和に配慮するとともに、地形や自然生態系に及ぼす影響をできるかぎり小さくし、道路など公衆の視点場から見て違和感のない景観をつくります。かつて美しい田んぼとして知られたターブクは、広がりのある農地景観を生かし、人々に親しまれる景観づくりにつとめていきます。

当ゾーンに含まれる海域については、良好な自然の海の風景を保全し、海やその景観に親しめるスポットにおいては、その活用や質の向上を図ります。

また比較的身近な自然地としてリゾート施設等の開発なども想定されますが、そうした場合にも自然景観保全ゾーンへの眺望の保全や自然景観の保全には十分配慮します。

【参考】自然公園法による保護規制との関係

自然とくらしの調和ゾーンの一部には、自然公園法の普通地域を含みます。普通地域では開発は可能であり、大規模な工作物の新築等に事前届出が必要とされています。自然公園の趣旨に沿いつつ、村の景観形成方針にも合致する必要があります。自然公園法と村景観条例の両方が適用されます。

(ウ) くらしと文化の景観ゾーン

本ゾーンは集落を中心に、普段から多くの人が親しんでいる空間です。

集落は、屋敷林や瓦屋根の民家、スージグワー（路地）、アタイ（野菜畠）など多様な景観要素を有し、拝所など歴史・文化遺産も豊富な上、花や緑の彩も豊かです。これらの要素をできるだけ生かし、美しくくらしやすい空間を整えます。また人の身の丈に合ったものが心地よいことから、突出した規模の開発や建築行為は控え、これまで暗黙の裡に培われてきたマナーを大切にします。

国頭村の幹線道路景観は、大部分が大きなスケールの自然景観の中にありますが、集落付近の沿道は生活感や暖かさを感じさせるスポットとなります。花と緑による修景を進め、雑多な屋外広告物や景観阻害要素となるものの整理につとめます。

(エ) にぎわい景観創出ゾーン

本ゾーンは、国頭村の玄関口であり観光施設や行政施設が集積する、“顔”となる空間です。中心市街地である辺土名周辺は、大通りを中心的にぎわいの景観づくりを進めます。また道の駅や役場、体育施設などの拠点施設では、重点的に良好な景観づくりを展開します。

オクマビーチなどリゾート空間では、民間事業者と協力し、自然景を生かした高質なリゾート景観の創出を進めます。

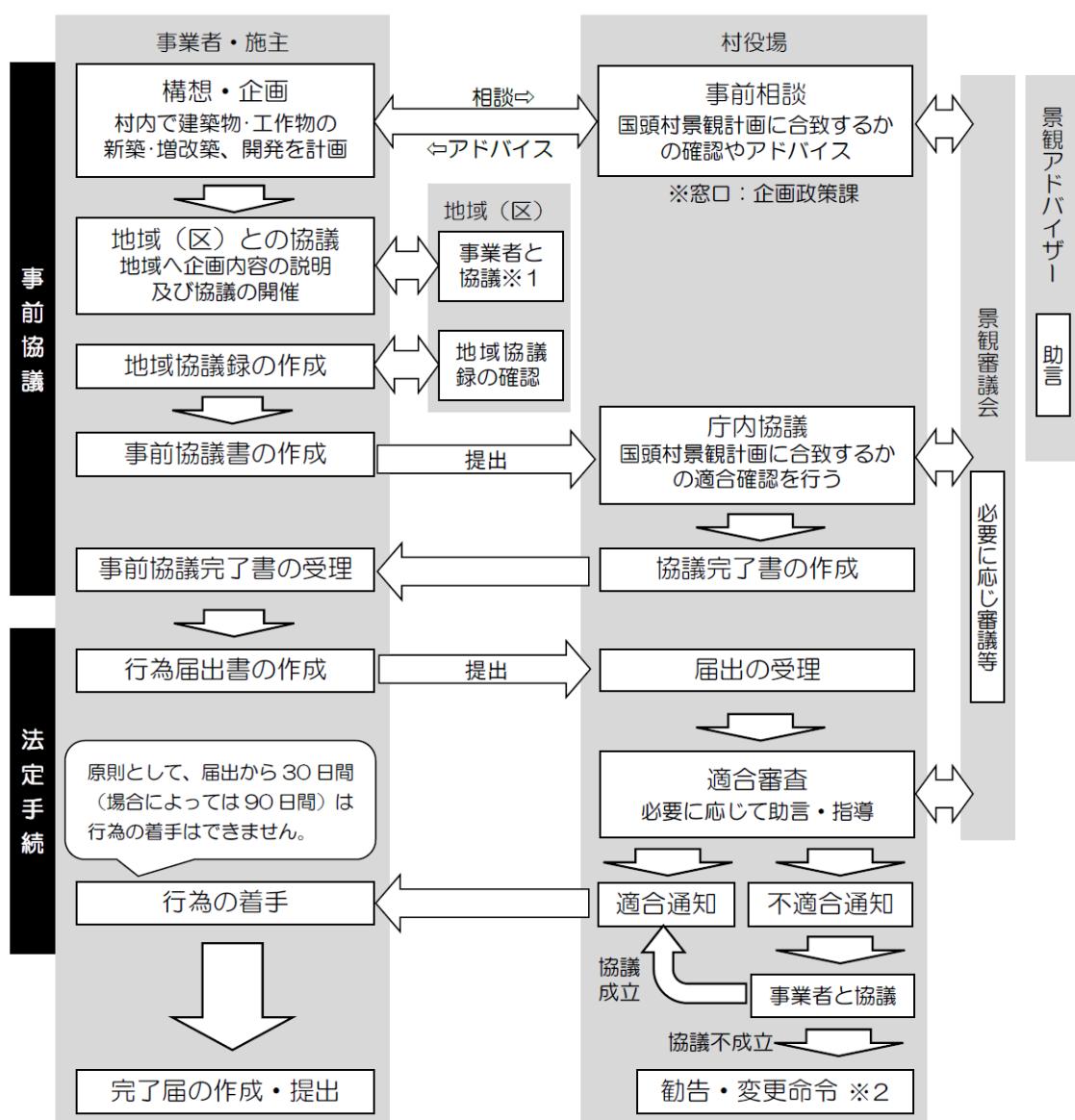
第3章 良好な景観づくりのためのルール

3. 1 届出制度

(1)届出の手続き

国頭村の良好な景観を守りつくるため、村内で建築等を行う際には、景観方針や基準と合致しているかどうかを確認するための届出手続きが必要です。村条例では、法的な届出の前に事前協議を行うことになっています。これは審査をスムーズにして建築の着手時期が大幅に遅れるような事態を防ぎ、また地域との協調を図るためのものです。まずは必ず事前相談をして下さい。

■景観条例に基づく届出の流れ



※1 地域(区)は事業者・施主に対し、良好な景観や住環境を守るために地域(区)との意見を述べることができます。
そのため事業者が行う地区内の建築等の行為は「地域(区)との協議」を経てから手続きを行うことになります。

※2 特定届出対象行為である建築物、工作物の形態・意匠の不適合に対しては、村が変更命令を出すことができます。

(2)届出を必要とする行為

届出を必要とする行為は以下の通りです。ただし、非常災害のため必要な応急措置として行う行為や緊急の場合には例外もあります。

行為の種類		規模(一般区域)
建築物	新築、増築、改築若しくは移転	延べ面積 10 m ² 以上
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	外観の変更にかかる面積が過半となるもの（公衆から視認される面のいずれか）
工作物	新設、増築、改築若しくは移転	高さ 2m 以上の擁壁、垣・柵・塀
		高さ 4m 以上の柱状工作物、煙突、広告塔、電波塔、電柱
		高さ 4m 以上または 300 m ² 以上のタンク、高架水槽、サイロ、物見搭、プラント、遊戯施設、車庫等
		高さ 20m 以上の送電施設
		500 m ² 以上または高さ 4m 以上の発電施設（太陽光パネル、風力発電施設等）
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	変更範囲が 10 m ² を超えるもの
	開発行為（都市計画法第 4 条第 12 項に規定する行為）	土地面積が 500 m ² を超えるもの若しくは高さ 2m を超える法面が生じるもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更(屋外駐車場、資材置場、農地造成などが該当)		土地面積が 500 m ² を超えるもの若しくは高さ 2m を超える法面が生じるもの（農業振興地域内の農用地区域を除く）
水面の埋め立て又は干拓		すべて
木竹の伐採・植栽		伐採面積 500 m ² 以上または幹周 90cm 以上の樹木の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		高さが 3m を超えるもの又は土地面積が 300 m ² を超えるもので堆積期間が 90 日以上のもの
特定照明（ライトアップ）		専用住宅以外の建築物、工作物、遺跡、記念物等をライトアップするもの

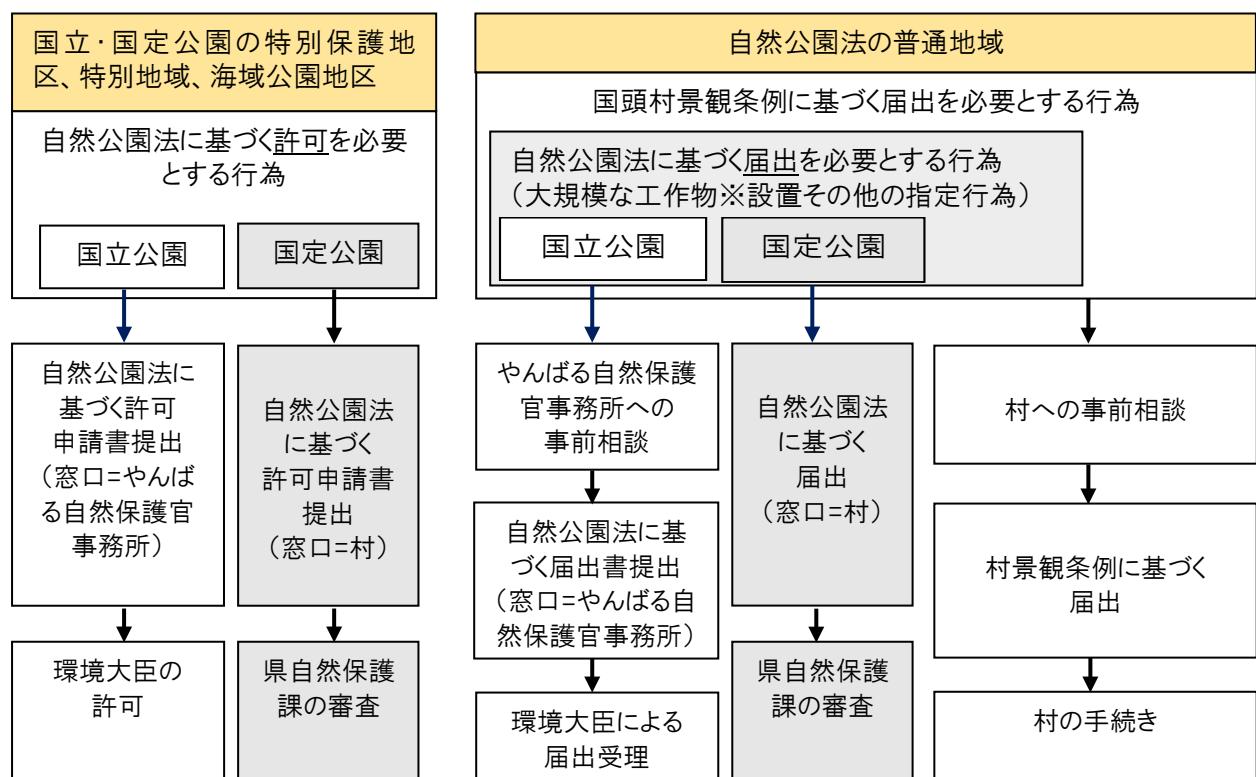
※ 建築物、工作物は景観法に定義する「特定届出対象行為」とします。特定届出対象行為において、形態・意匠の不適合があった場合、景観行政団体である村は変更命令を出すことができます。

■届出を必要としない行為の例

- ・自然公園法に基づく許可を必要とする行為
- ・文化財保護法に基づく許認可を要する行為
- ・通常の管理行為（草刈り等）
- ・軽易な行為（屋根の修理、同系色への塗り替え等）
- ・非常災害のため必要な応急処置として行う行為（仮設住宅等）
- ・木竹の伐採のうち
農林業を営むための行為
木竹の保育を目的とした行為
枯損木など危険なものの伐採等
- ・国、地方公共団体が行う行為（ただし、通知は必要）
- ・仮設建築物・工作物（足場・仮設トイレ等）

■国立・国定公園の区域内の行為にかかる許可または届出の手続き

下記の国立・国定公園に関する手続きフローは、景観計画のゾーン区分と関わるため、参考として記載しています。



参考 自然公園法で届出が必要な行為の例（大規模な工作物）

区域	行為
海面以外の区域	イ 建築物 高さ 13m又は延べ面積 1,000 m ²
	□ 送水管 長さ 70m
	ハ 鉄塔 高さ 30m(※電柱を含む)
	ニ 船舶の係留施設 長さ 50m
	ホ ダム 高さ 20m
	ヘ 鋼索鉄道 延長 70m
	ト 索道 傾斜亘長 600m又は起点と終点の高低差 200m
	チ 別荘地の用に供する道路 幅員2m
海面の区域（次号の区域を除く。）	リ 遊戯施設（建築物を除く）高さ 13m又は水平投影面積 1000 m ²
	イ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ 50m
海中公園地区の周辺 1 km の当該海中公園地区 に接続する海面の区域	□ イに掲げる工作物以外の工作物 海面上の高さ5m又は海面における水平投影面積 100 m ²
	イ 導管又は電線 長さ 70m
	□ 船舶の係留施設又は港湾若しくは漁港の外郭施設 長さ 50m
	ハ イ及び□に掲げる工作物以外の工作物 高さ5m又は水平投影面積 100 m ²

3. 2 建築行為等・開発行為にかかる許可の基準

(1) 景観形成基準

国頭村景観計画が定めている景観形成基準の一覧です。後述の「基準の解説」とあわせてご確認ください。
許可基準に従うことが前提です（参考として、自然公園法の許可基準を表中に斜体で表記しています）。

■「建築物」景観形成基準

行為の制限	自然景観保全ゾーン（自然公園法）			
	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	高さ・配置	不可 (学術研究など公益性や、その場でなければならぬ必然性を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 13m以下 *分譲地等内の建築物は10m以下(2階建以下) 	
		—	<ul style="list-style-type: none"> 当該建築物の地上部分の水平投外周線が公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路からは5m以上離れていること 敷地境界線から5m離れていること。 	
	形態意匠	全体	<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。 	
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び壁面の色彩や形態が風致風景と著しく不調和ではないこと。 	
		色彩（共通基準も参照）	<ul style="list-style-type: none"> (ただし、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと) 	
	敷地	素材（共通基準も参照）	<ul style="list-style-type: none"> — 	
		緑化（共通基準も参照）	<ul style="list-style-type: none"> — 	
		既存樹木	<ul style="list-style-type: none"> 木竹の損傷不可 	
		垣柵・塀	<ul style="list-style-type: none"> 不可 (ただし、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと) 	
		夜間景観（共通基準も参照）	<ul style="list-style-type: none"> — 	

なお、自然景観保全ゾーンは自然公園特別保護地区・特別地域に該当するため、自然公園法による略記のため、正確には自然公園法施行規則第11条を参照して下さい。)。

自然とくらしの調和ゾーン	くらしと文化の景観ゾーン	にぎわい景観創出ゾーン	敷地面積500m ² 以上かつ建築面積100m ² 以上の建築物 (各ゾーンの基準に以下を追加)
・13m以下とする。 また、自然の骨格景をなす山容の連なり、海への眺望等を遮らないように留意する。	・13m以下とする。 また、高さや配置において、周囲との連続性に配慮し、全体として景観に優れたものとなるよう留意する。	・13m以下とする。ただし、以下の場合はこの限りではない。 ・良好な自然景観と調和し、眺望を妨げない配置、形態、意匠の工夫がなされている場合 ・一的な開発において十分な緑地を確保し、全体として景観に優れたものである場合	
—	—	—	・建物壁面は前面道路から5m以上後退する。
・周囲の自然景観に調和したデザインとする。	・伝統的な集落のスケールや形態を尊重し、周囲の街並みと違和感を生じさせないデザインとする。	・周囲のまちなみと調和のとれたデザインとする。	・主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。 ・山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。 ・周囲の自然景観に調和したデザインとする。 ・大規模な建築物等は圧迫感を生じさせないよう分節化などで工夫する。
・屋根の色(防水塗装色を含む)は周囲の景観と調和するものとする。 ・公的な視点場から見下ろされる位置にある場合は特に注意する。 ・外壁は周囲になじむ落ち着いた色合いとする。			
・ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲の影響に配慮する。			・外壁の過半は周囲になじむ落ち着いた色合いとし、明度8以上の無彩色またはR~Y系の色相で彩度2以下、明度8以上を原則とする。 ・ただし公衆の視点場への影響が少ない配置・形態であれば、R~Y系以外の色相で彩度2以下、明度8以上の色も認める。また森林内など周囲の色彩の明度が低い環境下では、明度8以下を認める。 ・派手な色の使用は必要最小限とする。
・緑地率20%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。	・緑地率15%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。	・花と緑で彩るよう努める。	・緑地率20%以上を目標とし、良好な緑の維持に努める。
・良好な景観を構成している既存樹木はできる限り生かす。			
・敷地囲いは生垣または石垣を推奨する。 ・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。	・敷地囲いを設ける場合は生垣または石垣を推奨する。コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化など修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。 ・ひんぶん等の伝統的デザインができる限り活かす。	・コンクリート塀・ブロック塀を設ける場合は、緑化あるいは透過性のあるフェンス等と組み合わせるなどの修景を図るとともに圧迫感のない高さとする。	
・照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。 ・照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。 ・その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。			

■「工作物等」景観形成基準

行為の制限		自然景観保全ゾーン（自然公園法）			
		特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更		不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)		<ul style="list-style-type: none"> 13m以下
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更	高さ・位置	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	一		<ul style="list-style-type: none"> 主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない。 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさないこと。
	形態意匠	全体	一		<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和ではないこと。
	色彩	不可 (但し、色彩の変更については景観と著しく不調和である色彩に変更するものではないこと)	一		<ul style="list-style-type: none"> 屋根及び壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和ではないこと。
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕・模様替又は色彩の変更		素材	不可		<ul style="list-style-type: none"> 一
緑化		<ul style="list-style-type: none"> 公益上必要であること。 植栽するものは対象地域に現存する植物と同じ植物であること。 			
発電施設等		不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)		<ul style="list-style-type: none"> 植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないこと。 山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。 (その他、高さ・位置・意匠・伐採・土地形質変更等にかかる基準のいずれも適用) 	
開発行為（都市計画法第4条第12項に規定する行為）、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更、水面の埋め立て又は干拓	形状・緑化（共通基準も参照）	不可 (植生の復元が困難な地域等で行われるものでない・公益性、必然性が認められる場合、農地改良のための行為などを除く)		<ul style="list-style-type: none"> 植生の復元が困難な地域等で行われるものでないこと。 集団的に建築物その他の耕作物を設置する敷地造成でないこと（階段状の造成でないこと）。 ゴルフ場の造成のためでないと、廃棄物の埋め立てによるものでないこと。 申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること。 開墾し、又は形状を変更する土地の範囲が必要最小限であること。 土砂の流出のおそれがないこと。 	
木竹の伐採・植栽		不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> 単木伐採 伐採の場合は現在蓄積の10%以下 樹齢が標準伐期齢に十年を加えたもの。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準伐期齢以上 伐採の場合は現在蓄積の30%以下 皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内 	<ul style="list-style-type: none"> 風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置・形態	不可		<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物でないこと。 申請に係る場所以外の場所においては目的を達成できないと認められること。 集積の高さが10mを超えないこと。 堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離が5m以上離れていること。 秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ5mを越えて突出しないものとする。 	
	遮蔽	不可		<ul style="list-style-type: none"> 主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。 	
特定照明（ライトアップ）		不可			

自然とくらしの調和ゾーン	くらしと文化の景観ゾーン	にぎわい景観創出ゾーン
<ul style="list-style-type: none"> 周囲の樹木の高さを超えないものとする。道路等公衆の視点から山稜線やランドマークへの眺望を遮らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> 周囲の街並みや景観と調和した意匠形態とするよう努める。擁壁長大な工作物においては、分節化や表情の工夫により、圧迫感や単調さの軽減に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> 派手な色を用いるのは機能上不可欠な場合のみとし、周囲に調和した落ち着いた色彩とする。 		
<ul style="list-style-type: none"> 耐久性の高い素材を用いる。また工作物の種類に応じて、琉球石灰岩など地域素材の活用に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> 工作物の敷地はできるだけ緑化する。また良好な既存木はできるだけ保存を図る。 		
<ul style="list-style-type: none"> 公共の視点場からの良好な景観資源（国立公園・国定公園の山稜や海岸地、景勝地、ランドマークなど）への眺望を著しく妨げない。 主要な展望地からの展望の著しい妨げにならないものとする。 周囲に圧迫感や違和感を与えない位置・規模とし、植栽等による遮蔽等に配慮する。 色彩は低彩度を用い、周囲に違和感を与えないものとする。 太陽光パネル等は反射により周囲に悪影響を及ぼさないよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の眺望景観を損なうことのないよう、また周囲に圧迫感や違和感を与えないよう、高さや位置に配慮する。 	
<ul style="list-style-type: none"> できる限り現況の地形を活かし、大規模な法面や擁壁が生じないように努める。 法面は可能な限り緑化可能な勾配とし、周囲の植生と調和する緑化を行う。また緑化に不向きな箇所は自然石等による修景に努める。 土石の採取・鉱物の採掘の場合、周辺の景観に悪影響を及ぼさないよう配慮する。採取・採掘の終了または休止時には埋戻し、周囲の植生と調和する緑化を行う。 敷地内に優れた樹木がある場合は、保存または移植によりできる限り修景に活かす。 		
<ul style="list-style-type: none"> 木竹の伐採は、その目的に応じ必要最小限の規模とするよう努める。 景観上有効な樹木は保存に努める。 		
<ul style="list-style-type: none"> 堆積物から堆積にかかる敷地の境界までの距離を3m以上確保する。 秩序ある形態での堆積に努め、周囲の高さ5mを越えて突出しないものとする。 		
<ul style="list-style-type: none"> 周囲の公共空間から見えないよう、生垣や垣柵によって遮蔽する。遮蔽物も周囲の景観に調和するよう配慮する。 		
<ul style="list-style-type: none"> 照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとする。 照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮する。 その他、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとする。 		

(2)共通基準

①色彩

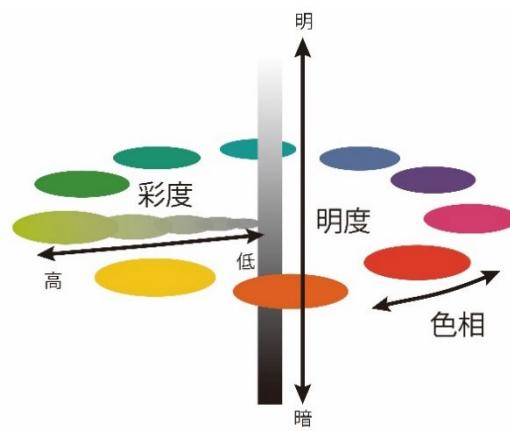
自然景観が優位である国頭村の風景を良好に保つため、建物や工作物の色彩は違和感を感じさせることなく、自然景観になじむことを基本とします。人工物でも、地域の自然物を原料に昔から使われてきた「しっくい」や「木材」「石材」「瓦」は周囲の風景によくなじみ、地域らしさを醸し出します。したがって琉球石灰岩色、木材の色、赤瓦の色は基本色にふさわしいといえます。外壁色としては琉球石灰岩の「温かみのある白っぽい色」、すなわち赤～黄（R～Y）の色相で明度が高く、彩度が低い色が最も違和感になじみます。ただし、背景が森林など暗い色の場合は、明度の低い色のほうがなじむ場合もあります。

反対に違和感をもたらしやすい色には、以下のものがあります。これらを使用する場合は、位置や面積に十分注意し、適切な配色計画のもとで用いることがおすすめです。

- ・派手な色：原色など、強引に人の目を引く色。アクセントとして用いられますが、使い方次第では「うるさい」「下品」な景観になります。面積を絞り、配色に工夫して効果的に使います。
- ・緑色：自然のイメージですが、塗料の緑色は逆に違和感のもとになることがあります。自然の緑は多様な緑の陰影で構成されているので、むしろ人工感が強調されます。
- ・つやのある色・素材：沖縄の特色として、素焼きの瓦のように多孔質の素材が好まれてきましたことから、つやのある色が大面積で用いられるとき違和感をもたらしやすくなり、注意が必要です。反射が周囲に悪影響をもたらすこともあります。

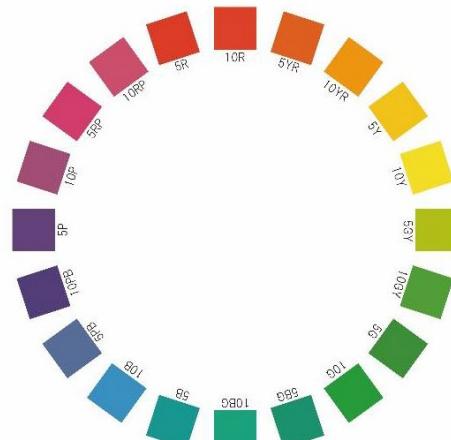
■マンセルカラーシステムについて

景観基準における色の表記は、マンセルカラー システムに基づいています。色を「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性に分けることにより、数字やアルファベットの記号で色を表現するシステムです。日本工業規格（JIS）の標準色としても利用されています。



■色相

色合いのことを指しており、赤（R）、黄（Y） 緑（G）、青（B）、紫（P）の5種類の色相を基本色相としています。さらにそれぞれの中間色相として、赤黄（YR）、黄緑（GY）、青緑（BG）、青紫（PB）、赤紫（RP）を加えた10色素を基本色としています。また、白、灰色、黒のような色は「無彩色」と呼び、Nの記号で表します。

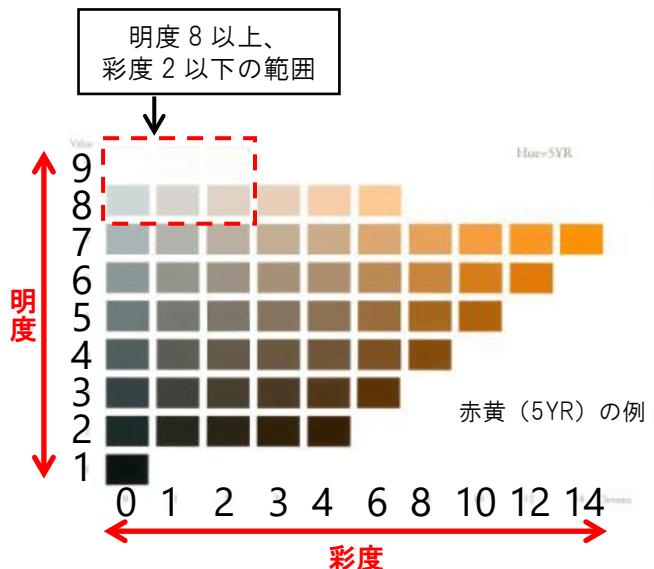


■明度

明るさの度合いのことを指しており、0から10の数値で表します。完全な黒を0とし、明るい色ほど数値が大きくなります。

■彩度

色の鮮やかさを示しており、0から14程度の数値で表します。無彩色を0とし、鮮やかなほど数値が大きくなります。



②緑の共通基準

やんばるの大自然とともに、身近に豊かな緑や花がある心やすらぐ生活風景も本村の財産です。国頭らしい緑豊かな景観を守り活用するため、緑化に努めるものとし、また景観上有効な樹木は保存に努めます。

緑化には、緑地を確保するとともに、風景の中で緑のボリュームを感じられる中高木や生垣を配置することが効果的です。敷地条件等により基準を満たす緑地面積の確保が難しい場合は、樹木を植えることや、外部から視認されやすい境界部に緑を配置すること、壁面緑化などにより、できる限り良好な景観となるよう努めます。

緑化にあたっては自然環境の保全のため、やんばるの在来種の使用を推奨します。また環境省の指定する「特定外来植物」など、生態系に悪影響を与える外来種の移入を防止するよう配慮することとします。特定外来植物には、ツルヒヨドリ、オオキンケイギク、ボタンウキクサなどがあります。また特定外来植物に指定されていなくても、アメリカハマグルマなど在来植物に大きな影響を与える外来種も、使用しないものとします。

③素材の共通基準

ミラーガラスや金属製品で反射の強いものはできるだけ避け、周囲への反射に配慮します。また耐久性の高い素材を用い、状況に応じて琉球石灰岩など地域素材の活用に努めるようにします。

④遮蔽の共通基準

屋外での物件の堆積など、環境を損なうおそれのあるものは、周囲の公共空間から見えないように生垣や垣柵によって遮蔽します。遮蔽物も周囲の景観に調和するよう配慮します。

⑤夜間景観全般の共通基準(特定照明含む)

照明の光源は、周囲の環境に配慮した穏やかなものとし、照明の位置、方向、時間帯については周囲の住環境や自然環境系に悪影響を及ぼさないよう十分配慮を行います。

また、村が定める“光害の防止”に関連する基準等に準ずるものとします。

⑥特例の適用

機能上の必然からやむを得ない公共性のある施設（例、高さのある津波避難施設など）は、景観形成基準に適合しない点があつても、周囲の景観に与える影響を最小限にすることに努めた上で、審査により認められます。

またそれ以外にも、合理的な理由があるもので、各ゾーンの基本方針に合致した全体的なデザイン検討がなされ、地域の景観に調和すると判断されるものは、審査により認められる場合があります。

第4章 重要な景観を守る仕組みの導入方針

4. 1 景観重点地区指定の方針

村内には、伝統的な集落形態及び建築形態をよく残す集落など、とりわけ国頭らしく魅力的な景観を有する地域があります。

こうした地域について、住民の合意のもと、「景観重点地区」として指定できるものとします。景観重点地区に指定した場合、当地の特性を生かし良好な景観を形成するためによりきめ細かな景観形成方針と基準を定めるものとし、住民および事業者はその実現に取り組みます。また村はその実現のために適切な支援を行うものとします。

4. 2 特定区域指定の方針

村内には心の拠り所として地域と密着してきた聖域があります。かたや、近年にみられるパワースポットブームにより、村内の聖域には、所有者不明の大小異なる工作物が置かれています。工作物の無作為な設置による景観阻害を防ぐため、地域住民の発意と合意のもと「特定区域」として指定できるものとし、住民は同区域の良好な景観の維持に取り組みます。また村はそのために適切な支援を行うことができるものとします。

特定区域を指定した場合には、すべての行為を届出対象とします。

4. 3 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

国頭村らしい魅力的な景観づくりを推進するためには、地域にある景観資源を積極的に活かすことが重要となります。村内には、地域のシンボルとなり、地域住民に親しまれてきた建造物や樹木があり、今後もこうした資源を保全することで国頭らしさを次世代に継承していくことは景観づくりに大きな役割を果たすと考えられます。

地域の良好な景観の形成に重要な役割を持つ建造物又は樹木のうち、次の項目に該当するものを景観重要建造物又は景観重要樹木として指定します。

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定は、村民の意見等を踏まえて検討し、指定の際には、所有者または管理者との十分な協議のうえ、保全や管理に関する事項を定めることとします。

(1) 景観重要建造物の対象

- 村民に広く愛され、親しまれ、地域のシンボルとなっている建造物
- 伝統的な外観や伝統的技法が施され地域の歴史・文化を感じさせるとともに、伝統文化継承のモデルとなっている建造物（建築遺構、土木遺構）
- 村民の催事や伝統行事を行う場所、または拝所として大切にされてきて今後も保全・継承していく事が必要な建造物
- 優良なデザイン性や景観性を有し、ランドマークやアイストップとなって、国頭らしさの雰囲気醸成に寄与し、造形や良好景観の規範となっている建造物

(2)景観重要樹木の対象

- 村民に広く愛され、親しまれ、地域のシンボルとなっている樹木
- 集落の入口や中心、または幹線道路沿いにあって、地域のランドマークやアイストップとなって、国頭らしさの雰囲気醸成に寄与している樹木
- 古木や巨大樹、または希少種であること、印象に残る樹容をなしているなど、地域のなかで品格・風格を備えた樹木
- 村民の催事や伝統行事を行う場所にある、または信仰の対象、または集落や拝所の抱護林などとして大切にされてきて今後も保全・継承していく事が必要な樹木

景観重要建造物又は景観重要樹木の指定により、所有者や管理者には外観に関する変更の規制や一定の管理の義務が生じますが、次のような利点があります。

- 管理協定を結ぶことで、管理の負担が軽減されます。
- 外観の維持のために、屋根、外壁等の防火措置など建築基準法の一部を緩和することが可能です。
- 外観の変更の規制により生じた損失が補填されます。

4. 4 景観農業振興地域整備計画の策定に関する方針

国頭村では、村土の約 18%が農地となっており、景観に与える影響は少なくありません。

かつて国頭村では比地川の沖積低地に広がっていた奥間タープクや集落背後の丘陵地に広がる段々畠など、農地が特徴的な景観を創りだしていました。

産業構造の変化等により農地の景観は減少してきたものの、現在でも平坦地に広がるサトウキビや肉牛の放牧、山間部のタンカンやパイナップル、茶畠など、国頭村ならではの農業風景があります。これらの農業景観は、国頭らしさを象徴する景観要素の一つであり、今後景観と調和のとれた営農条件を確保するため、景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

4. 5 屋外広告物に関する方針

国頭村で平成 28 年 9 月に国立公園が指定され、令和 3 年 7 月に世界自然遺産にも登録されました。これにより県内外から多くの観光客が訪れ、それに伴い屋外広告物の増加も予想されます。屋外広告物は、観光客を目的地までスムーズに誘導する半面、景観への阻害も懸念されます。

国頭村景観計画では屋外広告物に関する景観形成方針を以下のように定め、今後、誘導の体制づくりを進めています。

屋外広告物に関する景観形成方針(案)

【配置】

- できるだけ建築物等のある敷地内への設置に努めます。
- やんばるの山々の眺望やスカイラインを阻害しないよう配置します。また、道路や河川沿いからの眺望と見通しにも配慮します。

【規模】

- 表示面積や高さ等は極力抑え、デザインの工夫などにより良好な景観の形成を図ります。

【形態・意匠】

- 周辺景観に調和する形態・意匠に努めます。
- 建築物等のデザイン、色彩、素材等と調和したデザインに努めます。
- 複数の広告物はコンパクトに集約化を図ります。

【材料】

- 自然素材の積極的な利用など、周辺景観と調和した素材を使用するよう努めます。
- 耐久性に優れ、破損や腐食の生じにくい素材を使用するよう努めます。

【色彩】

- 基調色は落ち着きを感じる彩度となるよう努め、使用する色数はできるだけ少なくします。
- 光源を使用する際は、周辺景観との調和に配慮します。

【その他】

- 景観形成上重要な施設周辺では、地域のイメージ、雰囲気を損ねないよう十分配慮します。
- 放置看板は景観を損ねるとともに危険が生じるため、管理者は撤去等の適切な管理を行います。

4. 6 景観重要公共施設に関する方針

道路や河川、海岸線、漁港、公園、橋梁、ダム、建築物などの公共施設は、地域景観の軸や拠点となっており、その整備にあたっては本計画に基づいて、良好な景観形成に行政の立場で先導的に取り組む必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において重要な公共施設として認められるものについては、管理者との協議のうえ、景観重要公共施設に位置づけ、積極的に景観形成を推進できる体制づくりを図ります。

第5章 良好的な景観づくりを進める仕組み

5. 1 村民・事業者・行政の連携による良好な景観づくりの推進

(1)村民の役割

村民は村の自然環境、歴史・文化を背景とした特有の景観に理解を深め、良好な景観の保全や創出に向けた活動に積極的に取り組みます。

また、村民の生活や生業、コミュニティ自体が景観をつくりあげる重要な要素であることを認識し、地域の中でのくらしを大切にします。

(2)事業者の役割

事業者は、村の景観づくりを理解し、土地利用や事業活動に関しては地域の良好な景観形成や保全に寄与するよう努めなければなりません。

また、事業者は、地域の自然環境や生活環境、コミュニティのルールを十分理解し、地域の歴史・文化、風土を十分に尊重しなければなりません。

(3)村の役割

村の風景づくりの主役である村民の良好な景観形成・保全に向けた取り組みや地域活動を支援します。

あわせて、村民の景観づくりに関する意識醸成のための取り組みを実施します。

また、国や県、隣接市町村と連携を図りながら良好な景観に資する施策に取り組みます。

景観行政を担当する課は関係各課の連携により景観形成へ総合的に取り組む横断的な体制づくりを図ります。

(4)景観審議会の役割

本計画の推進に必要な事項を審議するために、「景観審議会」を設置します。景観審議会は景観づくりに関する専門性を有する組織とし、行政の円滑な運用を推進するため、村長の諮問に応じて助言等を行います。

5. 2 村民の自主的な活動への支援

村の景観づくりの主役である村民の良好な景観形成・保全に向けた取り組みや地域活動を支援します。

良好な景観の形成を目的として活動する地域団体を「(仮称) 景観形成団体」として認定し、専門家の派遣などにより団体の育成を図るとともに、技術的な援助、経費の一部助成などの支援を図ります。

また、区は事業者・施主に対し、良好な景観や住環境を守るために区としての意見を述べることができるるものとし、村は事業者が適切に「区との協議」を行うよう一連の手続きにおいて助言等を行います。

5. 3 景観づくり推進体制の整備

景観づくりを推進するために、村は村民、地域コミュニティの景観づくりに関する活動への支援や人材の育成を図ります。

また、専門家や学識経験者等で組織する景観審議会の助言も得ながら、景観づくりに関する各種施策を推進します。行為の制限に関する手続きを進める際は、専門家の助言を求めるため、景観審議会等を活用します。

さらに各種関係団体や府内関係部局との連携を強化して、村、村民、事業者が一体となって景観づくりに取り組みます。

5. 4 計画の定期的な見直し

村を取り巻く状況の変化や景観形成の進捗状況などに鑑み、必要に応じ計画の見直しを行います。

資料編

1. 土地利用規制

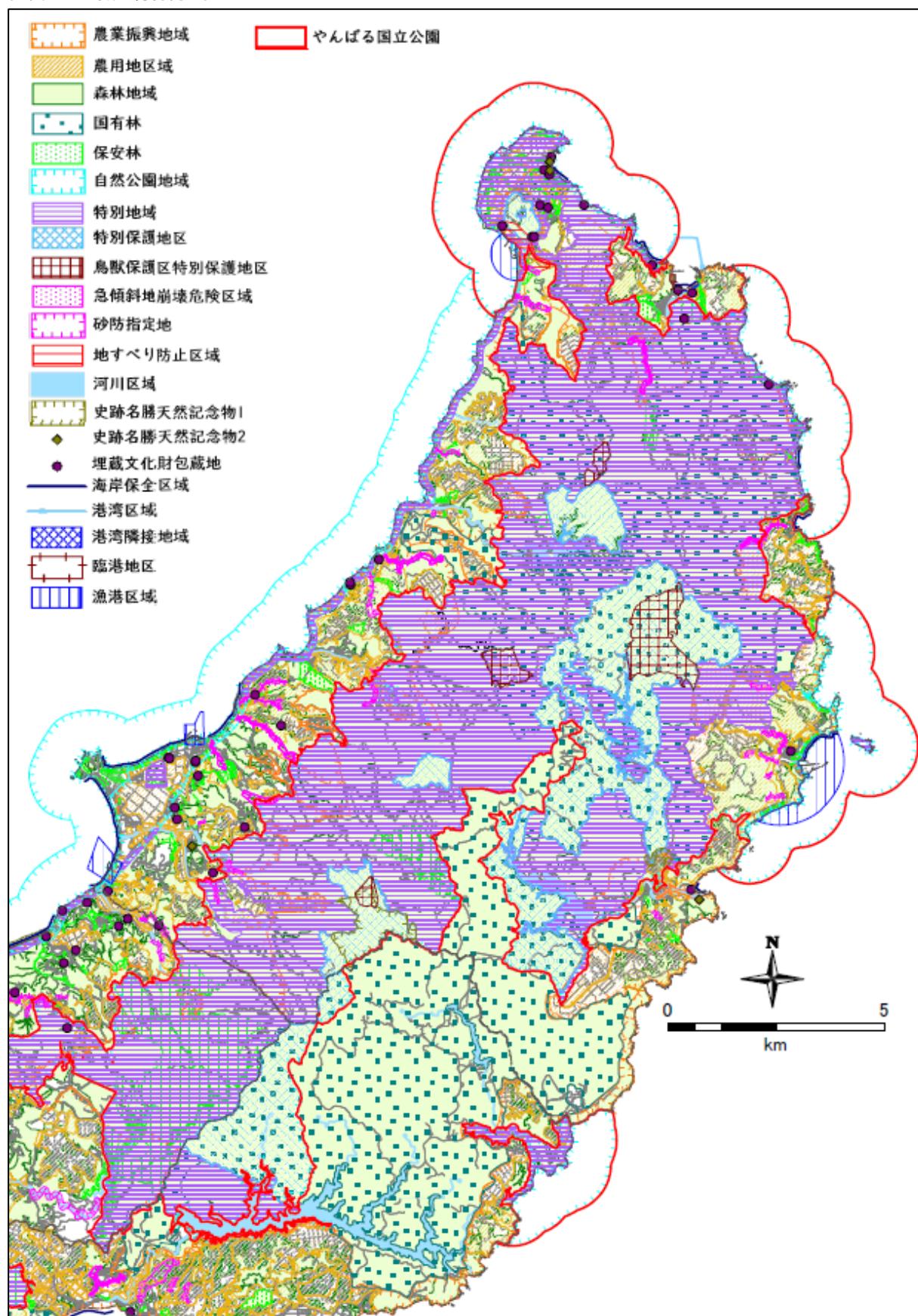
名称	面積	規制内容	根拠法令	備考
農業振興地域	8,275ha	<p>① 土地利用についての勧告</p> <p>農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取、その他の土地の造成、改築若しくは増築をいわ)について許可が必要であるときは、その土地の所有者又は使用人に対するべき旨を勧告することができる。</p> <p>② 開発行為の制限</p> <p>農用地区域内において開発行為(宅地の造成、土石の採取、その他の土地の造成、改築若しくは増築をいわ)について許可が必要なる区域において指定した用途に供する開発行為についても、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがあると認められる時は、開発行為者に対して、その事態を除去するために必要な措置を講ずることができる。</p> <p>③ 農地等の耘用の制限</p> <p>農用地区域内にある農地法第2条第1項に規定する農地及び探草放牧地についての同法第4条第1項、第5条第1項の許可に付する处分を行ふに当たつては、これらの土地が農用地利用計画において指定された用途以外の用途に供されないようにしなければならない。</p>	農業振興地域の整備に関する法律	
農用地区域	3,749ha			
森林地域	16,441ha	<p>国有林野は、放牧または探草の用に供するとき、その他公共用、公益事業等の用に供するときは、その用途又は目的を妨げない限度において、貸付又は賃貸以外の方法により使用させることができます。また、国有林野は契約により、国有林野を他の用途に転用する者は、保安林解除の手続きが必要。なお、分譲造林に委託規程がある。</p>	国有林野の管理經營に関する法律	
国有林	3,959ha			
民有林	12,484ha			
保安林	959ha	<p>立木竹の伐採、損傷、家畜の放牧、下草、落葉又は落枝の伐採、土石、樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更しようとする者は許可が必要。また、保安林を他の用途に転用する者は、保安林解除の手続きが必要。</p>	森林法	
鳥獣(保護区特別保護地区)(希少鳥獣生息地のみ該当)	—	<p>建築物その他工作物の新築・改築・増築、水面の埋め立て・干拓、木竹の伐採について許可が必要。</p> <p>治水上、砂防のため一定の行為が禁止若しくは制限され(法第4条)、制限される行為については許可が必要。</p> <p>禁止行為:砂防設備をみだりに損傷する行為</p> <p>制限行為:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地の掘削、盛土、切土その他土地の現状を変更する行為 ・土石(砂れきを含む)の採取、鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 ・立竹木の伐採 ・樹根若しくは草根の掘取り又はかや、芝等の採取 ・施設又は工作物の新築、改築、増築又は除却 ・竹木の滑下又は地引きによる搬出 ・牛、馬その他の家畜類の継続的放牧又は係留 ・火入れ 	砂防法 38ヶ所	
砂防指定地		<p>地下水を誘致し、または停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排出を阻害する行為(政令で定める軽微な行為を除く)。</p> <p>地表水を放流し、または停滞させる行為、その他地表水の浸透を助長する行為で定める軽微な行為を除く)。</p> <p>・のり切りまたは切土で政令で定めるもの。</p> <p>・ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設または工作物の新築または改良。</p> <p>・その他地すべり防止を阻害し、または地すべりを助長し若しくは誘発する行為で政令で定めるもの。</p> <p>上記について許可が必要。</p>	地すべり等防止法	宣名真地区
地すべり防止区域				

名称	面積	規制内容	根拠法令	備考
河川区域		<ul style="list-style-type: none"> ・河川の流水を占用すること。 ・河川区域内の土地を占有すること。 ・土石、竹木、あし、かや等の採取。 ・工作物の新築、改築、除去。 ・土地の掘削、盛土若しくは切土その他の土地の形状変更する行為(工作物の新築、改築、除去の許可に係る行為のためにするものを除く)または、竹木の植栽若しくは伐採。 ・河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航。 ・河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深川等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為。 		
	一 河川法	上記について禁止、制限又は許可が必要。		9つ(2級河川) 与那川、辺野喜川、安波川、普久川、床川、比地川、奥間川、奥川、座津武川
史跡名勝天然記念物	一 墓蔵文化財包蔵地	<p>規制地は原則として現状の変更を行うことは出来ない。</p> <p>現状の変更又はその保存に影響を及ぼす行為についての許可が必要。</p>	文化財保護法、沖縄県文化財保護条例	宇佐浜遺跡、安波のタナガーグムイの植物群落、安波のサキシマスオウノキ、比地の小玉森の植物群落、与那覇岳天然保護区域
		<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財に関する調査のための土地の発掘する場合は、発掘着手30日前までに届け出ること。 ・土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外の目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘する場合工事着手60日前までに届け出ること。 ・上記について、保護上特に必要あるときは、発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは注視を命ずること及び発掘に際し必要な事項を指示することができる。 ・国の機関等が土木工事等により発掘する場合は、事業計画の策定段階であらかじめ通知すること。 ・上記について、保護上特に必要があるときは事業計画の策定及び実施について協議すること又は勧告が可能である。 ・上記で認められるものを発見したときは、土地所有者又は占有者は、その現状・遺跡と認められるものに著しい支障を及ぼす恐れのある行為。 ・上記について、保護のための調査の必要があると認める場合は、期間及び区域を定めて、その現状を変することとなるような行為の停止又は禁止を命ずること。 	文化財保護法、沖縄県文化財保護条例	32ヶ所
海岸保全区域	合計 859,421m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・土地を占用すること。 ・施設又は工作物を設置すること。 ・土石を採取すること。 ・水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設又は改築すること。 ・土地の掘削、盛土、切土等を行うこと。 ・その他海岸の保全に著しい支障を及ぼす恐れのある行為。 	海岸法	奥港、浜海岸、礫地海岸、辺土名海岸、桂原海岸、伊地海岸、楚洲1、楚洲2、辺土名海岸、奥世波原海岸、安波海岸、安田漁港海岸、海岸、国頭浜漁港海岸、安田漁港海岸
港湾区域	73ha	<p>①水域(上空100mまで、水底下60mまで)又は公共空地の占用。</p> <p>②水域又は公共空地における土砂の採取。</p> <p>③水域施設、外かく施設又は係留施設等の建設又は改良。</p> <p>④その他港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める行為。</p> <p>上記の行為については許可が必要。</p>	港湾法	奥港
港湾隣接地域	1.09ha	<p>地域内の公共空き地における公用、土砂の採取及び水域施設、外かくの施設、係留施設等の建設又は改良等の行為について許可が必要。</p> <p>①水域施設、用水きよ又は排水きよ等の建設又は改良。</p> <p>②廃棄物処理施設で制限で定めるものの建設。</p> <p>③工場若しくは事業場の敷地面積が、政令で定める以上の新設又は増設。</p> <p>④その他、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある施設の建設又は改良。</p> <p>⑤分区の区域内において、分区の目的を著しく阻害する構築物の建設等。</p> <p>上記について工事の開始の日60日前までに届け出ること。</p>		奥港臨港地区
臨港地区	1.5ha			

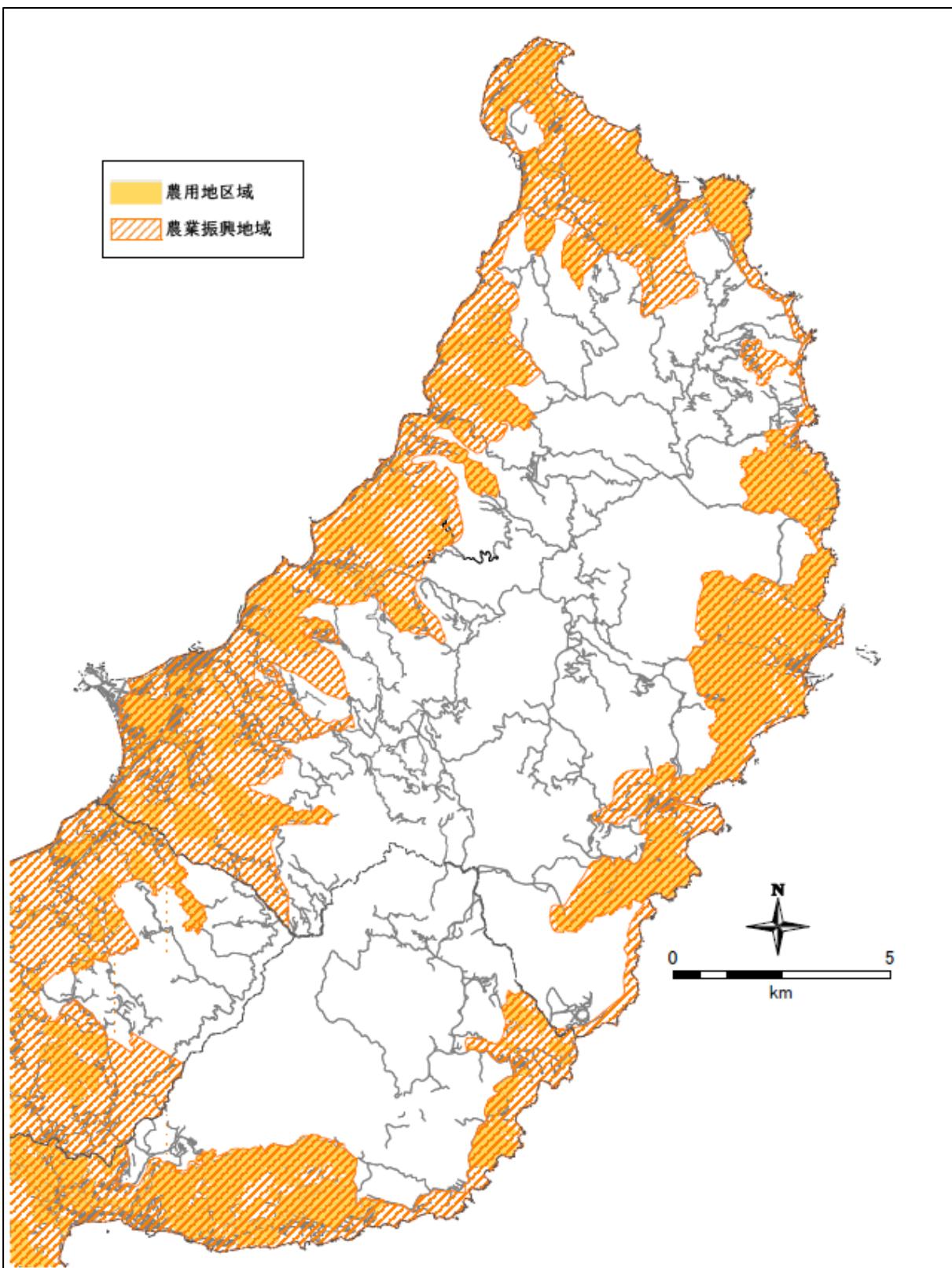
名称	面積	規制内容	根拠法令	備考
漁港区域	合計 375ha	水域又は公共空地において工作物の建設、改良、土砂の採取、土地の掘削、盛土、埋立て、汚水の放流、汚物の放棄、水面若しくは土地の占用等の行為に ついては許可が必要。	漁港漁場整備法	辺土名漁港、宜名真漁港、安田漁港、国頭浜漁港、
国頭村地域開発規則	—	・本村での開発行為を行う事業に適用。 ・3000m ² 以上沖縄県保全条例に準ずる。 ・同一事業主が一定区域内に連続した開発で規定に違反した場合も適用。		

出典：沖縄県土地利用規制現況図説明書（沖縄県、令和5年3月）、国頭村での開発行為に該当する許可・届出の概要

図表 土地利用規制現況図



図表 農業振興地域・農用地区域



2. 景観審議会の記録(令和5年度)

国頭村景観計画の改定は、令和5年度の景観審議会において審議しました。第1回景観審議会では、国頭村景観計画改定の目的・趣旨、運用にかかる課題、改定の方向性について検討を行いました。

第2回景観審議会では、第1回景観審議会の意見や住民説明会の結果を踏まえた景観計画改定案や景観計画ガイドライン改定案を審議しました。

景観審議会開催概要

	日時	場所
第1回	令和5年10月31日(火) 13:30~15:30	国頭村民ふれあいセンター
第2回	令和6年2月9日(金) 13:30~15:30	国頭村役場会議室



第1回



第2回

3. 住民説明会の記録

国頭村景観計画の改定に向けて、地域住民の意見を反映させるため、説明会を行いました。

住民説明会では、国頭村景観計画の趣旨や特徴を確認した後、改定の経緯や具体的な改定項目として「緑化」や「色彩」基準、「夜間景観」の追加、「地域協議書」の一部変更、「ゾーン区分の詳細図」などについて説明と意見交換を行いました。村内各地から30名が参加しました。

住民説明会概要

	日付	場所
住民説明会	令和6年1月22日(月) 18:00~19:00	国頭村民ふれあいセンター2階



住民説明会

4. 用語集

・アイストップ

人の注意を向けるように意識的に置かれたもの。

・アタイ

屋敷内にある自家用の野菜畠のことをいう。主に家の後ろ側と左右に設ける。

・亜熱帯気候

熱帯同様の暑い夏と、比較的温和な冬がある気候（日本では沖縄県のみがこの気候帶に該当する）

・意匠

形状、模様などデザイン。

・イノー（礁池）

外礁（サンゴ礁の縁）の内側に広がる浅い海域

・猪垣

イノシシ等の農作物食害を防ぐ目的で耕地の周囲を石垣などによって囲んだもの。

・御嶽

森（ムイ）やグスクなど沖縄の人々のあいだで信仰されている聖地の総称で、琉球の信仰における祭祀などを行う場所

・屋外広告物

常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに廣告塔、廣告板、建物その他の工作物等に掲出されるもの、又はこれらに類するもの。

・カ一

沖縄の方言で「井戸」や「湧水」のこと。

・海岸段丘

海岸に沿って分布し、地盤の隆起や海水面の低下によってできた階段状地形

・兼久型集落

前面に海岸線や干潟のラインがあり、背後に山林、集落背後に高地防風林を伴った構造をした低地の集落

・神アサギ（神アシャギ）

村々において神を招請して祭祀を行う場所。本来建物の有無とは関係ないが、そこに建てられた祭祀用建物も神アサギ（神アシャギ）と呼ばれるようになった。

・クサテ森

クサテは腰当と書く。「信頼し、寄り添い身をまかす」という意味のことば。家や村は寒い北風を防ぐ丘や山をクサテにして南面する立地がよいとされ、その丘や山をクサテ森という。

・グリーンベルト

赤土の流出を防ぐために、耕作地の周囲に巡らす緑地帯

・景観

主に視覚を通じて捉えた地域の姿であり、「目で見るもの・景色・眺め」のこと。地域の自然風土、歴史文化、人々の営みの反映である。

・景観行政団体

景観法に基づき景観行政を担う主体のことである。都道府県知事との協議の上、その同意を得ることでなることができ、地域の実情に詳しい市町村が中心的な役割を担うことができる。

・景観審議会

村長の諮問に応じ、景観形成に関する事項を調査審議する専門機関として村が任意に設置するもの。

・景観重要建造物

景観行政団体の長が、景観法の規定により指定した地域の景観上重要な建造物のこと。

・景観重要公共施設

景観法では、公共施設とその周辺の建築物等が一体となった良好な景観形成を進めることが可能とするため、景観行政団体が、景観計画区域における良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」とし、景観計画に「整備に関する事項」や「占用等

の許可の基準」を定めることができる。

・景観重要樹木

景観行政団体の長が、景観法の規定により指定した景観上重要な樹木のこと。

・景観法

良好な景観形成を図るため、平成 16 年に制定された景観についての総合的な法律

・景観農業振興地域整備計画

「景観法」に基づく景観区域内において、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、区域を指定して農業上の利用や農用地等の保全に関する事項などを定める計画のこと。

・建築協定

建築基準法第 69 条に基づくもので、土地所有者、借地権者の全員合意によって定める建築に関する協定。内容については、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠及び建築設備などについて自由度の高いルールを定めることができる。

・国定公園

国立公園に準ずるものとして、環境庁長官が指定し、所在の都道府県が管理する公園

・国立公園

その国の代表的な景勝地を国が指定し、その地域の自然の保護や管理にあたり、国民の保健、休養などに利用する公園

・コミュニティ

地域共同体。共同体意識を持って生活を営む地域や集団

・蔡温

山林の保護育成のための杣山政策を進め、資源管理法を指導した琉球王国時代の政治家

・三司官

首里王府の職名及び位階名

・視点場

景観を眺める人がいる地点、またその周辺

・斜面緑地

緑に被われた斜面地。視認されやすいため景観形成の果たす役割が大きい。

・スージグワー

小道、路地のこと。

・スケール

規模、尺度

・セメント瓦

耐久性があり安価なため、戦後県内全域に普及したセメント製の瓦

・ターブク（ターブックワー）

田んぼのこと。田袋と書く。

・中山世鑑

羽地朝秀（向象賢）著。1650 年（尚質 3）に書かれた最初の琉球の正史である。

・眺望景観

ある視点場（景観を見る地点、展望台など）から視対象（眺められる対象物、山や海など）を眺望したとき視覚で捉えられる景観のこと。

・遠見台

遠見番が警戒監視を行った場所やその遺構。琉球王府によりネットワーク化されていた。

・土木遺構

概ね戦前までにつくられた生活基盤施設のこと。

・トンボロ低地

離れ島が砂州によって主島と連結した州をトンボロと称し、その背後が湿地化した低地をトンボロ低地と呼ぶ。辺士名トンボロは、辺士名西方の赤丸岬の丘陵が以前、離れ島であったときに、辺士名方面及び南東側の鏡地・半地方面からの 2 本の複合トンボロが形成され、その背後に後背湿地を生じたものと解釈されている。

・ノロ殿内

琉球王朝時代にノロが所領した屋敷地。現在はノロ火の神（ヒヌカン）のある家、あるいはノロ火の神の祀られている祠や建物にたいする敬称

・熱帯カルスト

カルスト地形とは、石灰岩が侵食を受けてできる地形のこと。熱帯カルストは、特に熱帯地域で見られる塔状になったカルスト地形のこと。

・バッファー、バッファーゾーン

緩衝地帯

・バンタ（ハンタ）

はしっこ、あるいは崖のふちをさすことば。高所の端、断崖絶壁で、眺望のよいところが多い。

・ヒンブン

衝立状の前隠しで、悪霊を防ぐ目的がある。沖縄の伝統的な屋敷の構成要素のひとつ。

・やんばる型集落

河口部の平地に発達した集落と農村で、山地側の御嶽を含めた樹林、海側には防風林、礁湖（イノ一）までがひとまとまりになった集落形態

・ランドマーク

地域の目印や象徴的な景観要素となるいる地形や建物、モニュメントなどのこと。

・緑地率

全敷地面積に占める緑地面積の割合のこと。平面的な緑の割合を把握するための指標である。

・緑被率

上空から見て緑で覆われている面積の割合。平面的な緑地に加え、樹冠の広がりや屋上緑化なども含む。

